

小 諸 市

ご み 処 理

基 本 計 画

平成 2 6 年度（策定）

平成 2 8 年度（改訂）

小 諸 市

目次

| | | |
|-------------|------------------|--------|
| 1 計画策定にあたって | | |
| 1-1 | 計画策定の趣旨 | 1 ページ |
| 1-2 | 計画の位置づけ | 2 ページ |
| 1-3 | 計画期間 | 3 ページ |
| 1-4 | 小諸市の概況 | 4 ページ |
| 2 現状の分析 | | |
| 2-1 | 小諸市のごみ処理の歩み | 6 ページ |
| 2-2 | ごみ処理の流れ | 8 ページ |
| 2-3 | 市民協働 | 13 ページ |
| 2-4 | ごみ排出量の推移 | 14 ページ |
| 2-5 | ごみ処理費用の推移 | 20 ページ |
| 2-6 | ごみを取り巻く社会情勢 | 22 ページ |
| 2-7 | 全国・県内での比較 | 24 ページ |
| 2-8 | 市民団体・市民集会での意見交換 | 39 ページ |
| 2-9 | ごみ減量セミナーでのアンケート | 42 ページ |
| 3 施策のまとめ | | |
| 3-1 | 市民協働の推進と関係機関との連携 | 45 ページ |
| 3-2 | ごみの減量 | 47 ページ |
| 3-3 | ごみの分別 | 49 ページ |
| 3-4 | ごみの収集運搬と不法投棄対策 | 51 ページ |
| 3-5 | ごみの中間処理と最終処分 | 53 ページ |
| 4 今後の主な事業 | | |
| 4-1 | 重要な事業 | 55 ページ |
| 4-2 | 事業の概要 | 56 ページ |
| 4-3 | 事業の評価 | 58 ページ |

第 1 章 策定にあたって

1 - 1 計画策定の趣旨

小諸市では、昭和 54 年に全国に先駆けて開始した生ごみの分別や、市内 750 箇所余りのごみ集積所全てを地元区（衛生自治会）で管理するなど、市民の皆さんとの協働でごみの適正な処理を進めてきました。

リサイクル技術が進歩する一方で、人口減少、少子高齢化や財政基盤の脆弱化など、小諸市は大きな課題に直面しています。

今後、ごみの適正な処理を続けていくためには、小諸市ならではの強みを活かし、市の課題を改善することが必要となります。

ごみ処理基本計画では、小諸市のごみ処理の特徴を分析し、今後必要となる施策や重要な事業をまとめました。今後のごみ処理の「羅針盤」として活用していくものとなります。

なお、計画の策定にあたっては、市民の皆さんで構成される小諸市ごみ処理基本計画検討市民会議で審議をいただくとともに、市民集会や市民団体のもとに出向き意見交換を行ないました。

その後、平成 27 年度に小諸市第 5 次基本構想が策定されたことを受け、基本構想との整合をとり、小諸市廃棄物減量・再資源化等推進市民会議、小諸市環境審議会で審議していただき、改訂しました。

今後も市民の皆さんとともに、ごみの減量化をさらに進め、環境にやさしいまちづくりを進めていくため、本計画を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、区域内で発生する一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）第6条で策定が義務付けられており、市民及び事業者は市の施策に協力しなければならないと規定されています（法第2条の3、第3条）。

一般廃棄物処理基本計画は、生活系ごみを対象とするごみ処理基本計画と、し尿等を対象とする生活排水処理基本計画から構成されています。

本計画は、このごみ処理基本計画を定めるものです。

なお、法施行規則第1条の3では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、実施計画を毎年度策定することが規定されています。

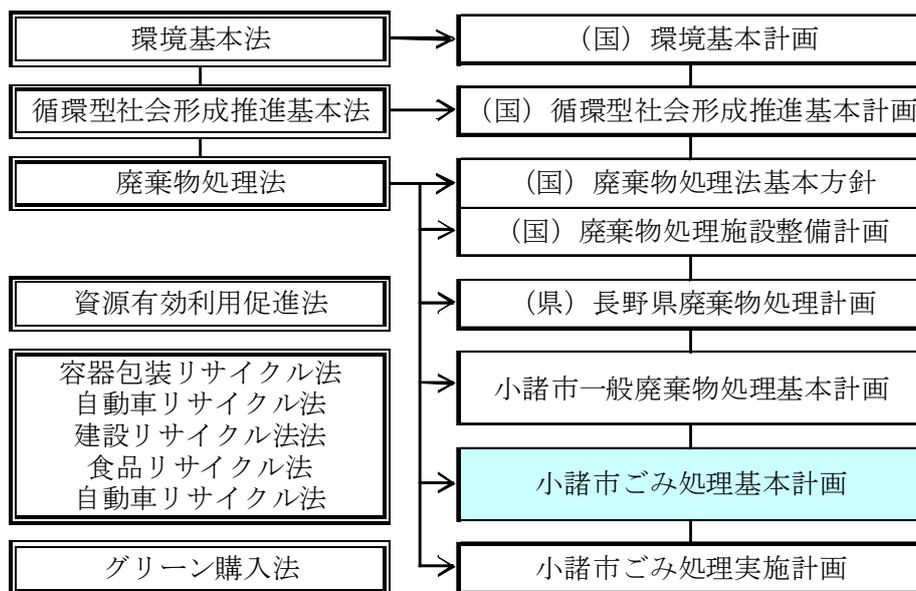


図1-1 関係する法体系と計画の体系

1－3 計画期間

- 1) 目標年度 平成35年度
- 2) 計画期間 10年間（平成26年度から平成35年度まで）
- 3) 計画見直し 平成31年度の小諸市第11次基本計画の策定に併せ、見直すこととします。

1-4 小諸市の概況

1) 地勢

本市は、浅間山麓に位置し、市域は標高500m～2,400mに及び、その大部分の地域が高原状の環境・景観に恵まれ、夏季は湿度が低く、さわやかな高原性気候となっています。高原の緑や千曲川の流れなど、身近に豊かな緑と水の自然環境を有しており、市民に憩いや学習など、多彩な自然とのふれあいを可能としています。

島崎藤村に代表される多くの文人や画家などに愛された千曲川や浅間山などの豊かな自然、そして懐古園や大手門などの歴史的な遺産など、詩情豊かな風土に恵まれています。こうした小諸固有の資源をまちづくりに生かすことにより、高次の文化と個性を有する都市として発展することが期待されています。

交通の要衝という立地条件により、古くから人・物・情報等の交流が盛んに行われ、商業をはじめとする産業や文化等が発達・集積し、高い知名度を確立してきました。こうした都市機能の集積を生かし、多彩な交流活動を創造することで、個性ある豊かな「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち」として発展することを目指します。



図1-2 小諸市の位置

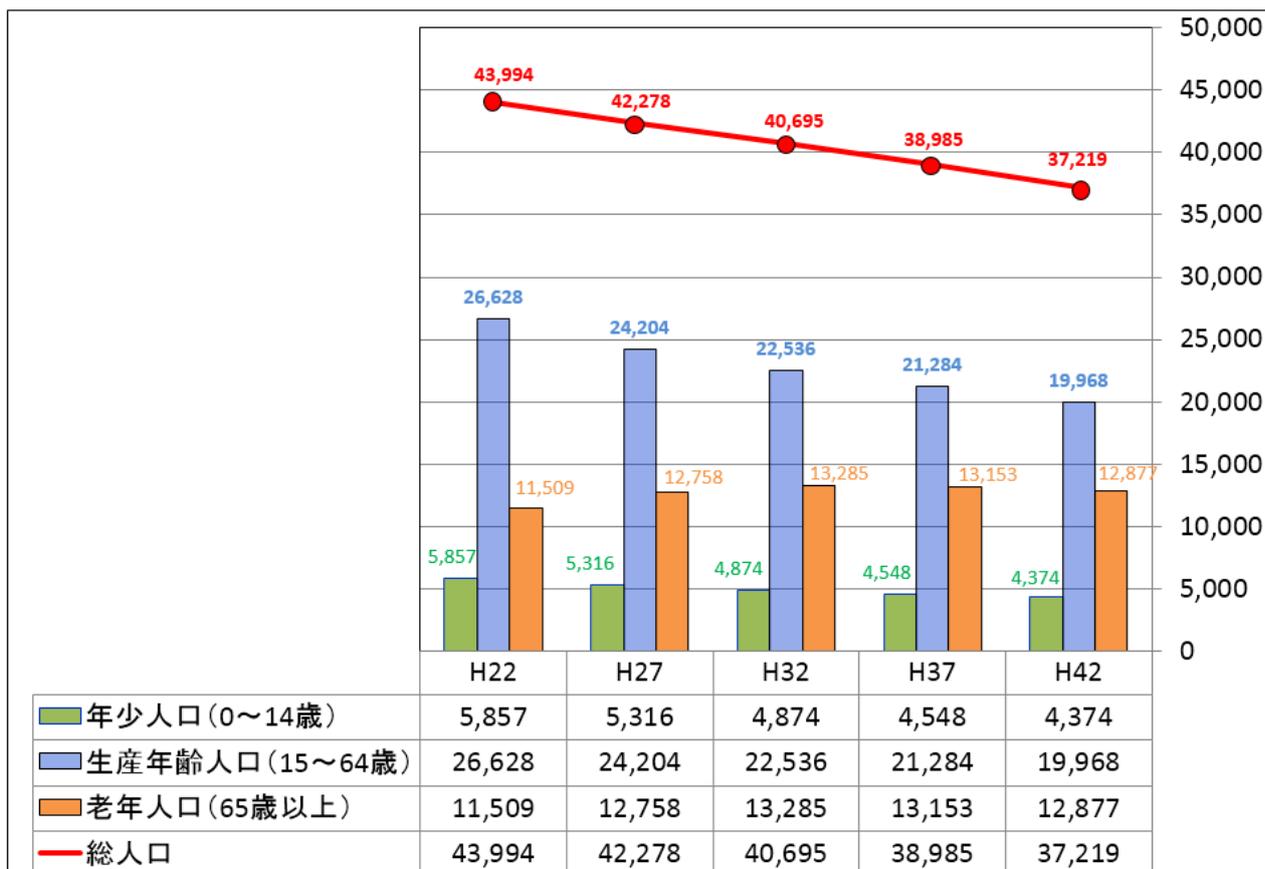
| | |
|------|----------------------|
| 市の面積 | 98.55km ² |
| 標高 | 679.995m |
| 東経 | 138°25'45" |
| 北緯 | 36°19'26" |

2) 人口推移

小諸市の総人口は、平成12年の46,158人をピークに減少に転じています。

高齢化率（65歳以上の老年人口割合）は平成22年の26.2%から平成42年には34.6%に上昇することが見込まれます。

一方で、年少人口割合（14歳以下の人口割合）は平成22年の13.3%から平成42年には11.8%へと落ちる見込みで、少子高齢化が進む見込みです。



第 2 章 現状分析

2-1 小諸市のごみ処理の歩み

小諸市のごみ処理の大きな特徴に、生ごみの完全分別と肥料化があります。生ごみの完全分別とは、燃やすごみと生ごみを分けて排出することをルールとしているもので、全国的にも極めて数の少ない取組みです。この分別は昭和 54 年度から高速堆肥製造工場（柏木下区）で始まりました。

そして昭和 63 年度には、南ヶ原区で焼却施設である浅麓クリーンセンター（浅麓環境施設組合：小諸市・御代田町）、御影区で最終処分場である野火附第 2 期埋立処理場が稼働し、燃やすごみ・埋立ごみ・生ごみの 3 分別による収集が市内全域で始まりました。

その後、ごみの排出者責任を求めていくことへの機運の高まりにより、平成 8 年に記名式で透明の市指定の収集袋を導入しました。

また、大量生産・大量消費・大量廃棄への対策としてリサイクル関連法案が整備され、平成 9 年度には缶・ビン等、平成 12 年度にはペットボトル・古紙類、平成 14 年度にはプラスチック製容器包装、古着の収集を開始しました。

平成 14 年度には浅麓クリーンセンターの稼働が停止するとともに、燃やすごみの処理委託が始まり、平成 27 年末まで続きました。

燃やすごみの減量化を図るため、平成 15 年度に剪定枝のチップ化を開始し、平成 17 年度には古布、平成 18 年度には新聞・雑誌・段ボールに加え、雑がみの収集を開始しました。

更なるごみの減量と分別を進めるため、平成 18 年度には燃やすごみ・埋立ごみ・生ごみを対象に、ごみ処理経費の一部負担化を開始しました。

平成 27 年度には、ごみ減量アドバイザーを委嘱し、ごみの減量についてさらなる啓発活動を開始しました。

懸案事項となっていた、新ごみ焼却施設建設「クリーンヒルこもろ」については、リサイクル施設を併設した総合的なごみ処理施設として、平成 27 年 12 月 15 日に竣工し、平成 28 年 1 月 4 日から供用を開始しました。

表 2 - 1 小諸市のごみ処理の歩み

| 年度 | 小諸市のごみ処理の主な変更内容 | ごみ処理等に係る社会動向※ |
|---------|---|--|
| 昭和 53 年 | ○高速堆肥製造工場が供用開始した。 | |
| 昭和 54 年 | ○生ごみの分別収集を開始した。 | |
| 昭和 63 年 | ○可燃ごみ、埋立ごみ、生ごみの 3 分別を開始した。 ○浅麓クリーンセンターと野火附第 2 期埋立処理場が供用開始した。 | |
| 平成 4 年 | | ○廃棄物処理法の改正により、国民、排出事業者、国及び地方公共団体の責務が規定または強化された。 |
| 平成 8 年 | ○市指定袋による燃やすごみ、埋立ごみの収集を開始した。 | |
| 平成 9 年 | ○缶、びん、紙パックの分別収集を開始した。 | ○容器包装リサイクル法の施行により、びん、ペットボトルを対象に事業者によるリサイクルが義務付けられた（プラスチック製容器包装は平成 12 年度）。 |
| 平成 12 年 | ○ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボールの分別収集（委託）を開始した。 | ○循環型社会形成推進基本法の施行により、排出者責任が明確化され、生産者が自ら生産する製品等に一定の責任を負うことが原則となった。 ○ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、焼却施設の排ガス等の規制が強化された（平成 14 年全焼却施設に適用）。 |
| 平成 13 年 | | ○家電リサイクル法の施行により、事業者にリサイクルが、国民にリサイクル料金の支払が、それぞれ義務付けられた。 ○廃棄物処理法の改正により、野外焼却が原則禁止された。 |
| 平成 14 年 | ○プラスチック製容器包装、古着の分別収集を開始した。 ○浅麓クリーンセンターが閉鎖した。 | |
| 平成 15 年 | ○剪定枝のチップ化を開始した。 | |
| 平成 16 年 | ○燃やすごみ・埋立ごみの収集の一部委託を開始した。 ○野火附埋立処理場（第 3 期）の供用が開始した。 | |
| 平成 17 年 | ○古布の分別収集を開始した。 | ○国の廃棄物処理に係る基本方針に、ごみ処理手数料有料化の導入促進が盛り込まれた。 |
| 平成 18 年 | ○紙袋による雑がみの収集が追加された。 ○ごみ処理有料化を実施した。 ○汚泥再生処理センターで生ごみの肥料化を開始し、高速堆肥製造工場が閉鎖した。 | |
| 平成 20 年 | ○廃食用油の回収を開始した（バイオディーゼル燃料の精製は平成 21 年度～26 年度）。 | ○アメリカの大手投資銀行の破たんを発端とする世界的経済不況が起こった（リーマンショック）。 |
| 平成 23 年 | | ○東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故が発生した。 |
| 平成 24 年 | ○新ごみ焼却施設建設及び運営事業の入札を実施した。 | |
| 平成 25 年 | ○新ごみ焼却施設建設及び運営事業の事業者が決定した。 | ○小型家電リサイクル法が施行され、小型家電をリサイクルする事業者への規制が緩和された。 |
| 平成 26 年 | ○新ごみ焼却施設建設に着手した。 | |
| 平成 27 年 | ○剪定枝資源化作業所が閉鎖した。 ○野火附廃棄物埋立処理場の市民受け入れを終了した。 | |
| 平成 28 年 | ○クリーンヒルこもろが供用開始した。 ○硬質プラスチック、古布類が燃やすごみに分別変更した。 | |

※法律等の名称は略称で、法の内容等は代表的な一部を紹介しています。

2-2 ごみ処理の流れ

1) ごみの分別と処理の流れ

家庭系ごみの分別数は細別も含めると、13種類 21分別しています。また、事業系ごみは燃やすごみ、埋立ごみ、生ごみの3分別となっています。

表2-2 ごみ処理の流れ

| 区分 種類 | 分別方法 | 収集方法 | 中間処理※1 | 最終形態（リサイクル・処分） | |
|----------|---------------------|--|---------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 家庭系 | 燃やすごみ | 長尺物は 50 cm以下に切断 | 指定袋（赤い袋）で週 1 回収集 | クリーンヒルこもろで焼却処理 | 民間事業者にてリサイクル又は埋立処分 |
| | 粗大ごみ | 可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみに分別 | クリーンヒルこもろへ直接搬入 | 解体・破碎後に、焼却処理 | |
| | 埋立ごみ | 家電・PCリサイクル法に基づく製品は、自己処理 | 指定袋（青い袋）で月 1 回収集 | クリーンヒルこもろにて破碎処理され、金属類を磁選回収 | 破碎後の残さは焼却処分。回収金属は売却 |
| | 生ごみ | 水分をよく切る。ビニール等の異物混入は不可 | 指定袋（紙袋）で週 2 回収集 | 汚泥再生処理センターで肥料化处理 | 肥料は無料配布。残渣はクリーンヒルこもろで焼却処理 |
| | ガラスびん | 無色、茶色、その他の色の 3 色に分別 | 集積所備え付けの専用コンテナで月 2 回収集 | クリーンヒルこもろのストックヤードにて保管 | 日本容器包装リサイクル協会の指定工場でのリサイクル |
| | 缶 | 材質別の分別は不要 | 集積所備え付けの専用コンテナで月 2 回収集 | — | 資源業者へ売却 |
| | ペットボトル | キャップとラベルは、プラスチック製容器包装 | 集積所備え付けの専用ネットで月 1 ~ 2 回収集 | クリーンヒルこもろで選別・圧縮・梱包・保管 | 日本容器包装リサイクル協会の指定工場でのリサイクル |
| | プラスチック製容器包装 | 汚れているものは洗って乾かす。汚れの落ちないものは燃やすごみ | 指定袋（緑の袋）で週 1 回収集 | | |
| | 古紙類 | 新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、紙パックの 4 種類に分別 | 種類ごとに束ね、月 2 回程度収集 | — | 資源業者へ売却 |
| | 古着 | 50 cm四方に折りたたむ | 束ね、月 1 回収集 | — | 資源業者へ売却。 |
| | 剪定枝 | 太さ 5 cm~15 cm以下、長さ 180 cm以下、張幅 50 cm以下 | クリーンヒルこもろへ直接搬入 | クリーンヒルこもろでチップ化处理 | 無料配布 |
| | 蛍光灯・乾電池 | 充電式電池、ボタン型電池は店頭回収。白熱電球、LED電球は埋立ごみ | 年 2 回収集 | — | 民間事業者にてリサイクル |
| 廃食用油 | 植物性油に限る。動物性油は燃やすごみ。 | 指定の公共施設で拠点回収 | クリーンヒルこもろで一時保管 | 民間事業者にてリサイクル | |
| 事業系 | 燃やすごみ | 家庭系と同様 | 自己搬入もしくは収集業者へ委託 | 家庭系と同様 | |
| | 埋立ごみ | | | | |
| | 生ごみ | | | | |

※1 中間処理：市が行なう中間処理（リサイクル・処分するために行う処理）に限る

2) ごみの指定袋

家庭ごみは4種類の指定袋を導入しており、事業ごみは1種類の指定袋を導入しています。

また、指定袋は記名式で、生ごみの指定袋を除き、透明袋となっています。

表 2-3 ごみ指定袋の種類

| 種 類 | | 区 分 | 袋の種類別 | 大きさ | 1組枚数 | 処理手数料 |
|-----|-------------|-----|-----------|---------------------------|------|------------------------------|
| 家庭系 | 燃やすごみ | | 赤色印刷のポリ袋 | 大(45ℓ) 小(30ℓ) | 10枚 | 大 25円/枚 小 15円/枚 |
| | 埋立ごみ | | 青色印刷のポリ袋 | 大(45ℓ) 小(30ℓ) | 10枚 | 大 25円/枚 小 15円/枚 |
| | 生ごみ | | 茶色印刷の防水紙袋 | 大(15ℓ) 中(12ℓ) 小(7ℓ) | 25枚 | 大 15円/枚 中 10円/枚 小 5円/枚 |
| | プラスチック製容器包装 | | 緑色印刷のポリ袋 | 大(45ℓ) | 10枚 | 無 |
| 事業系 | 燃やすごみの袋 | | 紺色印刷のポリ袋 | 大(60ℓ) | 10枚 | 200円/枚 |

3) ごみの収集

家庭系ごみの収集は、収集効率を考え市内を4ブロックに分けて、市による直接収集と委託事業者による収集を併せて実施しています。

事業系ごみは、事業者自らが搬入する、または収集運搬の許可事業者へ委託し搬入することとなっています。ただし、自宅と店舗を併用する少量排出事業者に限り、排出量の上限を定め有料で集積所利用を認めています。

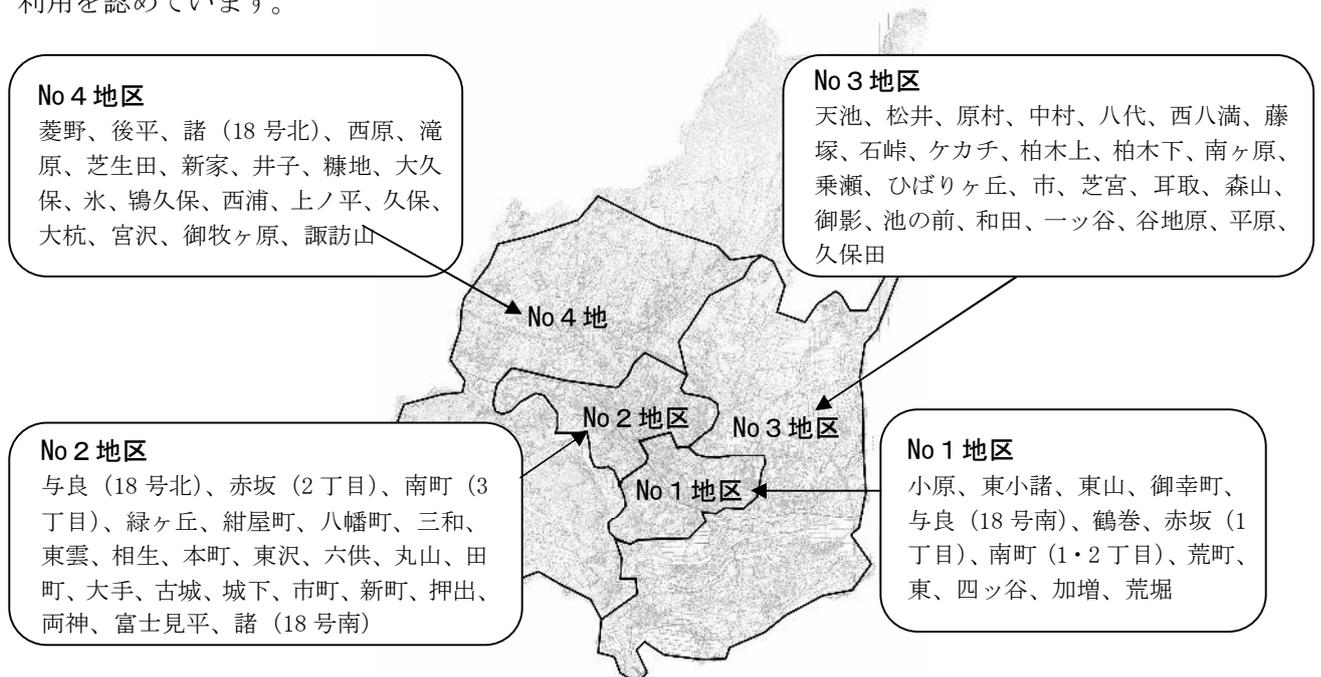


図 2-1 小諸市の収集ブロック

表 2-4 収集区分と収集品目

| 項目 | 収集区分 | 市による直接収集 | 委託事業者による収集 |
|------|------|-------------------------|--|
| 品目 | | 燃やすごみ、ガラスびん、プラスチック製容器包装 | 燃やすごみ、埋立ごみ、古紙類、容器プラスチック類、ペットボトル、缶類、古着・古布、蛍光灯・乾電池 |
| 収集台数 | | 2台/日 | 2～6台/日 |

表 2-5 週間収集計画（夏季）

| 曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
|-------------|--------------------|--------------------|------------------------------|--------|--------------------------|
| 品目 | | | | | |
| 燃やすごみ | | 第1・3地区 | | 第2・4地区 | |
| 埋立ごみ | | | いずれか1地区 | | |
| 生ごみ | 第1・3地区 | 第2・4地区 | | 第1・3地区 | 第2・4地区 |
| ガラスびん | | | 第1・3地区 もしくは 第2・4地区 | | |
| 缶 | | | 第1・3地区 もしくは 第2・4地区 | | |
| ペットボトル* | 第1・3地区 (2週間に一度) | 第2・4地区 (2週間に一度) | | | |
| プラスチック製容器包装 | 第2・4地区 | | | | 第1・3地区 |
| 古紙類 | | | いずれか1地区 (雑誌・雑かみのみ・紙パックのみ) | | いずれか1地区 (全種類) |
| 古着・古布 | | | | | 第1・3地区 もしくは 第2・4地区 |

※ペットボトルは4月～10月が2週間に一度、11月から翌3月まで月に一度の収集頻度となる。

4) ごみ集積所

ごみ集積所は市内に750箇所ほどあり、区自らが設置・管理しています。公民館など比較的大きい場所に併設するケースから、専用の保管庫を設置するケースや道路の路側をそのまま利用するケースなど、集積所の形態は様々となっています。これに伴い、すべてのごみを排出できる集積所から、コンテナやネットを使って収集する資源ごみのみや、収集袋で排出されるごみのみに対応する集積所など、利用形態も様々となっています。

5) 市有のごみ処理施設

現在、小諸市内では市有のごみ処理施設が2施設、市が構成員である浅麓環境施設組合のごみ処理施設が1施設稼働しています。焼却施設のクリーンヒルこもろは、平成28年1月に供用開始しています。

表 2-6 小諸市野火附廃棄物埋立処理場（第 3 期）

| | |
|------|--|
| 所在地 | 小諸市大字御影新田（御影区） |
| 使用年度 | 平成 15 年度供用開始 |
| 種類 | 最終処分 |
| 規模等 | 【最終処分】 ◇埋立面積：5,400 m ² ◇埋立容量：29,000 m ³ ◇処理方法：管理型 |
| 備考 | 平成 28 年 1 月から、市民からの受入を終了 |

表 2-7 小諸市ごみ処理施設（クリーンヒルこもろ）

| | |
|------|--|
| 所在地 | 小諸市大字菱平（菱野区） |
| 使用年度 | 平成 28 年 1 月供用開始 |
| 構成 | 小諸市 (残渣は、浅麓環境施設組合から受託。剪定枝のチップ化は、御代田町から受託。) |
| 種類 | 熱回収施設（ごみ焼却）、リサイクル推進施設（資源ごみストックヤード、不燃ごみ中間処理、資源ごみ処理） |
| 規模等 | 【熱回収施設】 ◇処理能力 24 トン／1 日 16 時間（ストーカ式） ◇処理対象 燃やすごみ、粗大ごみ、肥料化残渣、リサイクル施設からの可燃性残渣 【リサイクル推進施設】 ◇処理能力 中間処理 5.0 トン／1 日 5 時間、保管 7.2 トン／日 ◇処理対象 埋立ごみ、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、剪定枝ほかに直接搬入された資源ごみも一時保管（生ごみを除く） |
| 搬入時間 | 平日：午前 9 時から午後 4 時まで 日曜日（月 1 回）：午前 9 時から午前 11 時 30 分まで |
| 事業方式 | DBO 方式（設計・施工・運営の一括発注方式） 運営委託期間：平成 28 年 1 月から平成 43 年 3 月までの 15 年 3 ヶ月間 |
| 手数料 | 【燃やすごみ、埋立ごみ、プラスチック製容器包装、その他資源物】 10 kg までごとに 100 円 【粗大ごみ】 10 kg までごとに 100 円に加えて、 切断する粗大ごみ 100 円／個、破砕する粗大ごみ 300 円／個、 解体する粗大ごみ 1,000 円／個 |

| | |
|----|-------------------------------------|
| | 【剪定枝】 10 kgまでごとに 60 円 |
| 備考 | 余熱利用は熱回収施設内で利用するほか、一般開放する職員用浴室でも利用。 |

表 2 - 8 浅麓汚泥再生処理センター

| | |
|------|---|
| 所在地 | 小諸市甲（東小諸区） |
| 使用年度 | 平成 1 8 年度供用開始 |
| 構成 | 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町 （生ごみの肥料化处理は、小諸市、軽井沢町、御代田町の 3 市町。うち家庭系と事業系ともに処理対象としているのは小諸市・御代田町） |
| 種類 | 資源ごみ処理施設 |
| 規模等 | ◇処理方法：高負荷脱窒素処理＋資源化处理（バイオガス発電、肥料） ◇処理能力：し尿 7 4 kl/日、浄化槽汚泥 4 9 kl/日、下水汚泥 3 3 t/日、生ごみ 1 9 t/日 |
| 搬入時間 | 平日：午前 9 時から午後 4 時 30 分まで 土曜日：午前 9 時から午前 11 時 30 分まで ただし、市民の直接搬入は受け付けていない |
| 手数料 | 事業系は 100 円/10 kg |
| 備考 | 汚泥発酵肥料（浅麓エココンボ）を無料配布 |

2-3 市民協働

1) 衛生委員と衛生自治会

市内すべての集積所は、各区の衛生委員が管理を行なっています。また、衛生委員は分別指導や区内清掃、不法投棄対策にも取り組んでいます。

衛生委員が所属する衛生自治会は、衛生自治会総会や研修会などを開催しています。

さらに、衛生自治会は、ごみカレンダーの作成や分別方法の検討にも携わっています。

現在、386名の衛生委員が活動しています。

2) 集団資源回収

小諸市では、循環型社会の形成とコミュニティ活動の振興のため、資源の回収を行なった団体に報奨金を交付する制度（小諸市資源回収報奨金交付制度）があり、年間500件程度交付しています。

表2-9 資源回収の対象品目と単価

| 対象品目 | 古紙類、アルミ缶、びん類、廃食用油 | |
|-------|-------------------|----------|
| 報奨金単価 | 業者回収 | 6円/kg |
| | 自己運搬 | 8円/kg |
| | 廃食用油 | 20円/リットル |

2-4 ごみ排出量の推移

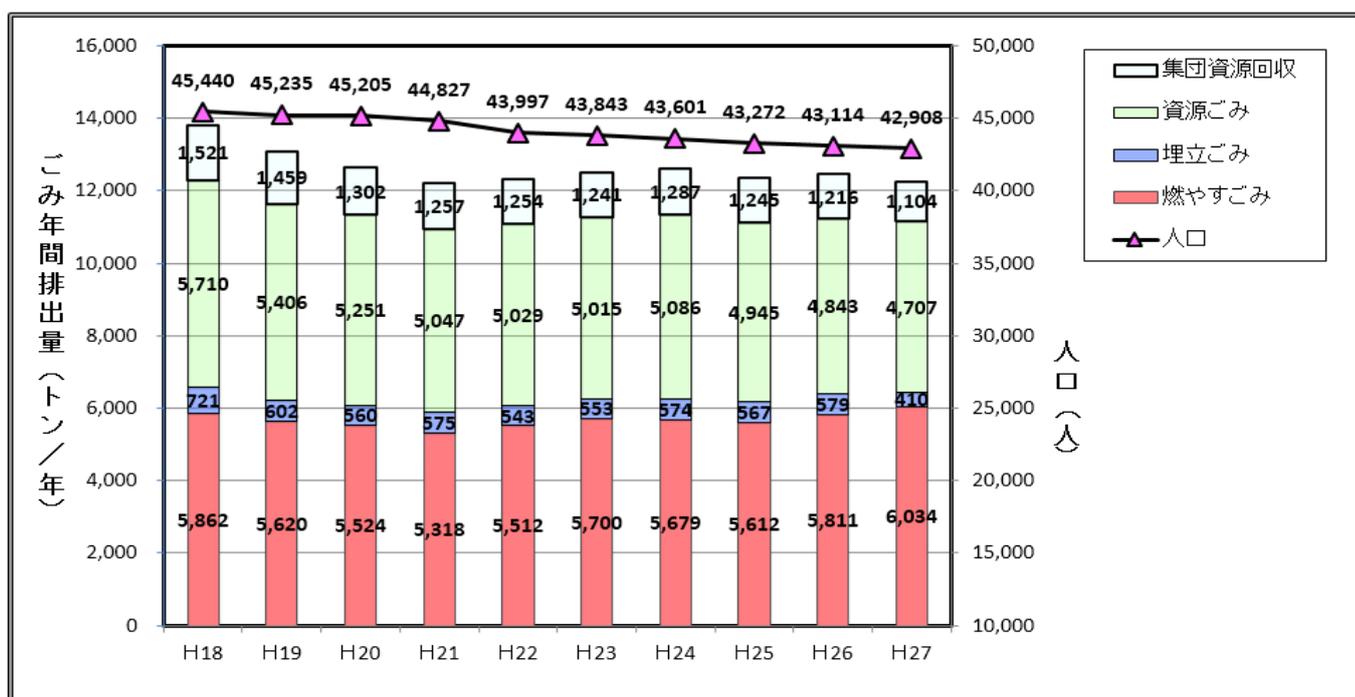
1) 過去10年間のごみ排出量の推移

(1) 分別ごとの推移

ごみ排出量全体では、平成18年の排出量がピークに、同年10月より開始したごみ処理有料化、平成20年に起こった“リーマンショック”の影響により減量化が進みましたが、現在はわずかに増加しています。

ごみ排出量の内訳では、平成17年度の高着・古布の資源化取引の開始、平成18年度の雑がみの収集方法の変更と燃やすごみ・埋立ごみの処理有料化により、資源ごみが増加しました。しかし、現在では燃やすごみの増加傾向に対して、資源ごみは減少傾向となっています。

集団資源回収は、少子化などの影響もあり減少傾向となっています。

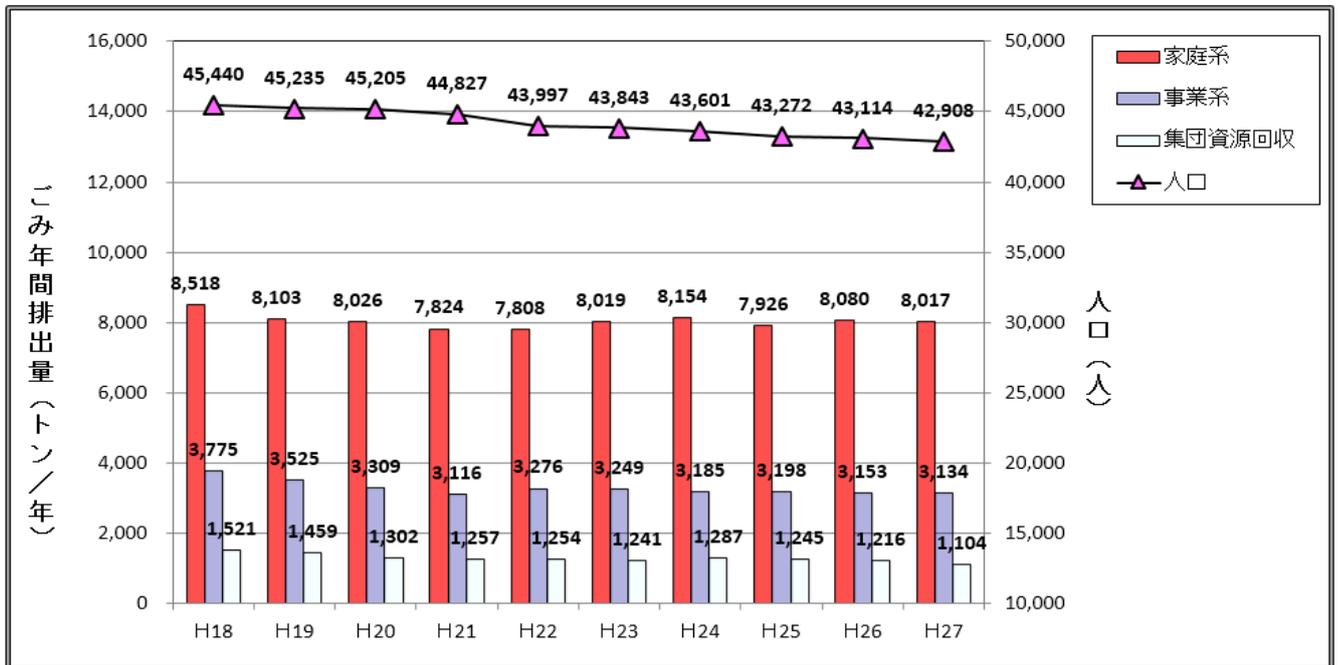


| | | 単位 | 実績 | | | | | | | | | |
|-------|--------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 人口 | | 人 | 45,440 | 45,235 | 45,205 | 44,827 | 43,997 | 43,843 | 43,601 | 43,272 | 43,114 | 42,908 |
| ごみ排出量 | 集団資源回収 | トン | 1,521 | 1,459 | 1,302 | 1,257 | 1,254 | 1,241 | 1,287 | 1,245 | 1,215 | 1,104 |
| | 資源ごみ | トン | 5,710 | 5,406 | 5,251 | 5,047 | 5,029 | 5,015 | 5,086 | 4,945 | 4,843 | 4,707 |
| | 埋立ごみ | トン | 721 | 602 | 560 | 575 | 543 | 553 | 574 | 567 | 579 | 410 |
| | 燃やすごみ | トン | 5,862 | 5,620 | 5,524 | 5,318 | 5,512 | 5,700 | 5,679 | 5,612 | 5,811 | 6,034 |
| | 小計 | トン | 12,293 | 11,628 | 11,335 | 10,940 | 11,084 | 11,268 | 11,339 | 11,124 | 11,233 | 11,151 |
| 合計 | | トン | 13,814 | 13,087 | 12,637 | 12,197 | 12,338 | 12,509 | 12,626 | 12,369 | 12,449 | 12,255 |

図2-2 ごみ排出量の推移 (分別ごと)

(2) 過去 10 年間のごみ排出量の推移 (排出者ごと)

家庭系ごみは、平成 18 年のごみ処理有料化の開始、平成 20 年に起こった“リーマンショック”の影響により減量化が進みましたが、現在は横ばい傾向となっています。



| | | 単位 | 実績 | | | | | | | | | | |
|-------|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| 人口 | | 人 | 45,440 | 45,235 | 45,205 | 44,827 | 43,997 | 43,843 | 43,601 | 43,272 | 43,114 | 42,908 | |
| ごみ排出量 | 収集・直接搬入 | 家庭系ごみ | トン | 8,518 | 8,103 | 8,026 | 7,824 | 7,808 | 8,019 | 8,154 | 7,926 | 8,080 | 8,017 |
| | 事業系ごみ | トン | 3,775 | 3,525 | 3,309 | 3,116 | 3,276 | 3,249 | 3,185 | 3,198 | 3,153 | 3,134 | |
| | 小計 | トン | 12,293 | 11,628 | 11,335 | 10,940 | 11,084 | 11,268 | 11,339 | 11,124 | 11,233 | 11,151 | |
| | 集団資源回収 | トン | 1,521 | 1,459 | 1,302 | 1,257 | 1,254 | 1,241 | 1,287 | 1,245 | 1,216 | 1,104 | |
| 合計 | | トン | 13,814 | 13,087 | 12,637 | 12,197 | 12,338 | 12,509 | 12,626 | 12,369 | 12,449 | 12,255 | |

図 2-3 ごみ排出量の推移 (排出者ごと)

2) 排出量の予測

(1) 家庭系ごみ・集団資源回収の推移

家庭系ごみ・集団資源回収の量の将来予測のため、過去5年間の1人1日当たりの排出量を分析しました。

過去5年間では人口は減少傾向であるのに対し、燃やすごみは増加傾向にあります。これは、世帯数の増加など核家族化の進行により、ライフスタイルが変化していることが考えられます。

今後もこの傾向が続くものと想定します。

表2-10 家庭系ごみ・集団資源回収の1人1日当たりの排出量の推移

| | | 単位 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 5年間の増減率 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 家庭系 | 燃やすごみ | ㌦/人・日 | 223.0 | 229.6 | 229.3 | 241.2 | 256.2 | 14.9% |
| | 埋立ごみ | ㌦/人・日 | 32.3 | 33.9 | 33.9 | 34.6 | 25.0 | -22.6% |
| | 資源ごみ | ㌦/人・日 | 245.8 | 248.9 | 238.6 | 237.6 | 230.8 | -6.1% |
| | 小計 | ㌦/人・日 | 501.1 | 512.4 | 501.8 | 513.4 | 512.0 | 2.2% |
| 集団資源回収 | | ㌦/人・日 | 77.5 | 80.9 | 78.8 | 77.3 | 70.5 | -9.0% |
| 合計 | | ㌦/人・日 | 578.6 | 593.3 | 580.6 | 590.7 | 582.5 | 0.7% |

表2-11 年齢3区分別人口と世帯数の推移

| | 単位 | H23年 | H27年 | 5年間の増減 |
|---------|----|--------|--------|--------|
| 人口 | 人 | 43,843 | 42,908 | -935 |
| 0～14歳 | 人 | 5,772 | 5,375 | -397 |
| 15歳～64歳 | 人 | 26,519 | 24,577 | -1,942 |
| 64歳以上 | 人 | 11,535 | 12,939 | 1,404 |
| 不詳 | 人 | 17 | 17 | 0 |
| 世帯数 | 世帯 | 16,483 | 16,892 | 409 |

(出典) 年齢3区分別人口：長野県毎月人口異動調査（10月1日）
世帯数：小諸市住民基本台帳

(2) 事業系ごみの推移

事業系ごみの将来予測のため、過去5年間の排出量を分析しました。

過去5年間では、事業系ごみは減少傾向となっています。これは、経済活動に大きく影響を受けて減少傾向が続いていると考えられます。

今後もこの傾向が続くものと想定し、過去5年間の減少率で推移するものと予測します。

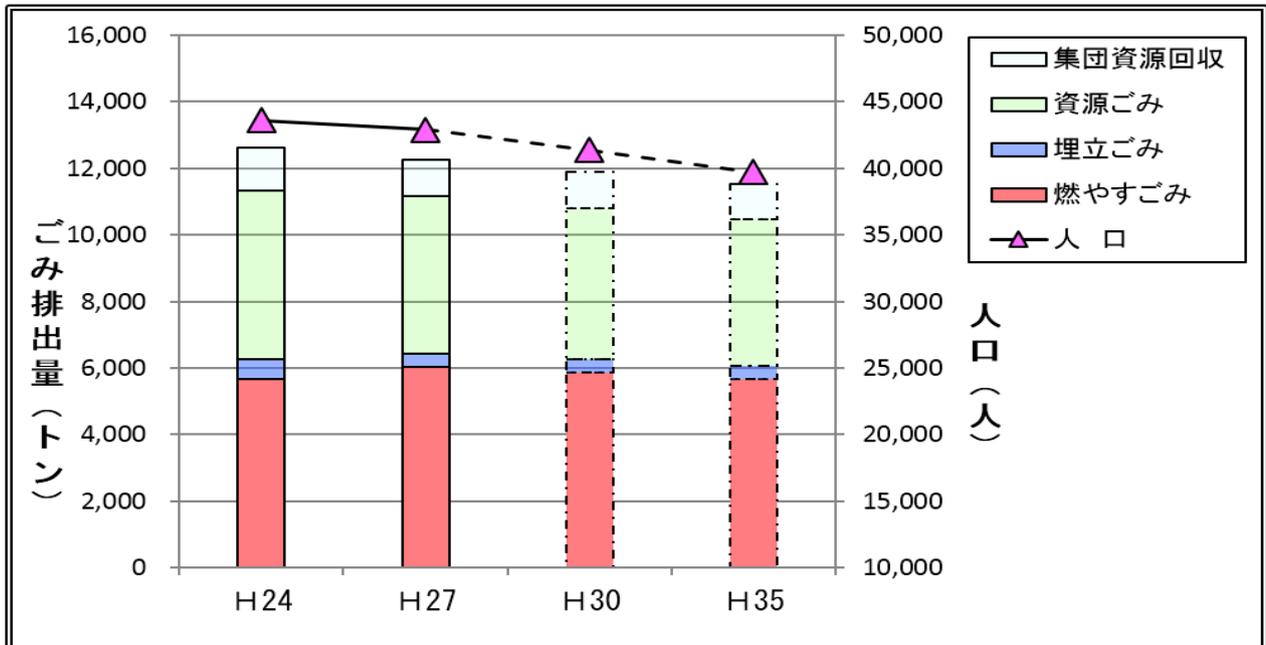
表2-12 事業系ごみの推移

| | | 単位 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | 5年間の増減率 |
|-----|-------|----|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 事業系 | 燃やすごみ | トン | 2,131 | 2,025 | 1,990 | 2,015 | 2,022 | -5.1% |
| | 埋立ごみ | トン | 36 | 35 | 32 | 34 | 19 | -47.2% |
| | 資源ごみ | トン | 1,082 | 1,125 | 1,176 | 1,104 | 1,093 | 1.0% |
| | 合計 | トン | 3,249 | 3,185 | 3,198 | 3,153 | 3,134 | -3.5% |

(3) 排出量の予測結果

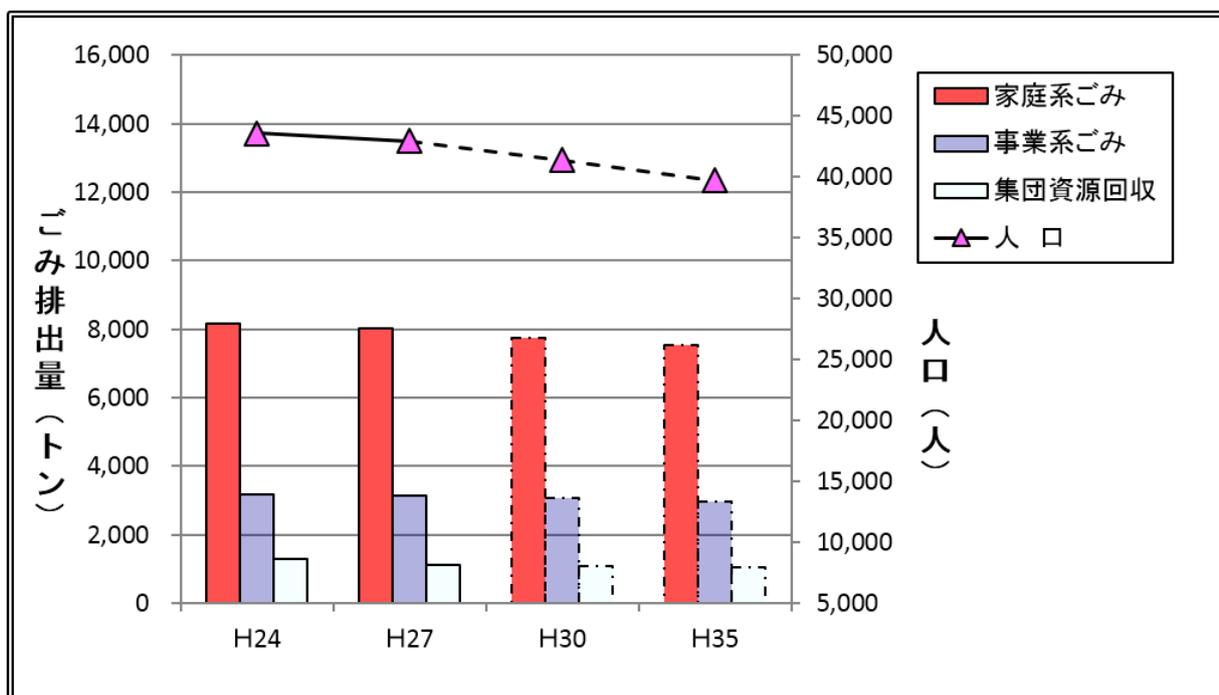
人口推計を、小諸市まち・ひと・しごと創生総合戦略による人口推計から類推し、家庭系ごみ・集団資源回収および事業系ごみの分別ごとの内訳は過去の実績から予測しました。

この結果、人口の大幅な減少に対し、ごみの排出量は微減程度にとどまる見通しです。



| | | 単位 | H24 | H27 | H30 | H35 |
|-------|---------|----|--------|--------|--------|--------|
| 人 口 | | 人 | 43,601 | 42,908 | 41,328 | 39,669 |
| ごみ排出量 | 集団資源回収 | トン | 1,287 | 1,104 | 1,068 | 1,035 |
| | 収集・直接搬入 | | | | | |
| | 資源ごみ | トン | 5,086 | 4,707 | 4,564 | 4,422 |
| | 埋立ごみ | トン | 574 | 410 | 397 | 385 |
| | 燃やすごみ | トン | 5,679 | 6,034 | 5,858 | 5,673 |
| | 小 計 | トン | 11,339 | 11,151 | 10,820 | 10,480 |
| 合 計 | | トン | 12,626 | 12,255 | 11,887 | 11,516 |

図 2-4 ごみ排出量の将来予測 (分別ごと)



| | | 単位 | H24 | H27 | H30 | H35 | |
|-------|---------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 人口 | | 人 | 43,601 | 42,908 | 41,328 | 39,669 | |
| ごみ排出量 | 収集・直接搬入 | 家庭系ごみ | トン | 8,154 | 8,017 | 7,752 | 7,520 |
| | 事業系ごみ | トン | 3,185 | 3,134 | 3,068 | 2,960 | |
| | 小計 | トン | 11,339 | 11,151 | 10,820 | 10,480 | |
| | 集団資源回収 | トン | 1,287 | 1,104 | 1,068 | 1,035 | |
| | 合計 | トン | 12,626 | 12,255 | 11,887 | 11,516 | |

図 2 - 5 ごみ排出量の将来予測 (排出者ごと)

2-5 ごみ処理費用の推移

過去5年間の歳出を見ると、中間処理費と組合分担金によるごみの中間処理（焼却・リサイクル）にかかる経費が、新焼却施設建設事業費を除いた全体額の6割以上を占めています。

表2-13 ごみ処理費用（支出）の推移

（単位：千円）

| 費目 | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 備考 |
|-----------|-------|---------|---------|---------|---------|-----------|----------------------|
| 人件費 | 一般職 | 38,226 | 37,669 | 29,564 | 27,203 | 41,566 | |
| | 技能職 | | | | | | |
| | 収集運搬 | 30,734 | 30,543 | 30,766 | 30,979 | 30,823 | |
| | 中間処理 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 最終処分 | 14,898 | 14,726 | 14,793 | 8,548 | 8,776 | |
| | 小計 | 83,858 | 82,938 | 75,123 | 66,730 | 81,165 | |
| 処理費 | 収集運搬費 | 4,766 | 4,974 | 5,073 | 5,141 | 5,878 | |
| | 中間処理費 | 266 | 266 | 266 | 0 | 0 | |
| | 最終処分費 | 7,710 | 8,260 | 7,441 | 5,827 | 6,243 | |
| | 小計 | 12,742 | 13,500 | 12,780 | 10,968 | 12,121 | |
| 車両等購入費 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 委託費 | 収集運搬費 | 72,414 | 71,573 | 72,577 | 70,972 | 71,478 | |
| | 中間処理費 | 299,596 | 309,575 | 305,897 | 298,997 | 294,932 | |
| | 最終処分費 | 17,792 | 17,352 | 16,604 | 18,306 | 15,604 | |
| | 小計 | 389,802 | 398,500 | 395,078 | 388,275 | 382,014 | |
| 組合分担金 | | 115,989 | 85,782 | 64,288 | 58,638 | 45,981 | 浅麓環境施設組合 （生ごみ堆肥化） |
| 新焼却施設建設事業 | | 29,221 | 40,764 | 221,984 | 73,807 | 641,676 | |
| 合計 | | 631,612 | 621,484 | 769,253 | 598,418 | 1,162,957 | |

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

また、過去5年間のごみ処理費用の財源内訳では、ごみ処理手数料による収入が8千万円以上となっており、資源の売却収入と合わせると1億円以上となっています。

表2-14 ごみ処理費用財源の推移

(単位:千円)

| 費目 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | 備考 |
|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| 国庫支出金 | 0 | 4,634 | 42,791 | 1,624 | 271,332 | 新焼却施設建設事業 |
| 都道府県支出金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 307,400 | 新焼却施設建設事業 |
| 使用料・手数料 | 82,590 | 85,509 | 87,564 | 96,547 | 84,316 | 処理手数料 |
| その他 | 29,149 | 23,109 | 18,833 | 5,596 | 23,318 | 資源ごみ売却等 |
| 小計 | 111,739 | 113,252 | 149,188 | 103,767 | 686,366 | |
| 一般財源 | 519,873 | 508,232 | 620,065 | 494,651 | 476,591 | |
| 合計 | 631,612 | 621,484 | 769,253 | 598,418 | 1,162,957 | |

出典:一般廃棄物処理実態調査(環境省)

2-6 ごみを取り巻く社会情勢

3R（ごみの減量、再使用、再利用）を推進するため、国では法令などが整備され、特に再利用については、リサイクル関連の法令が整備され、市でも資源の分別回収を進めてきました。

今後は2R（ごみの減量と再使用）が着目されており、市民1人1人の取り組みが更に求められています。

なお、小諸市は昭和54年から生ごみの肥料化が進められており、地域循環圏（地域で循環が可能な資源はなるべく地域で循環させること。）の取り組みを全国に先駆けて行なっています。その結果、小諸市のごみ排出量は全国・県内で見ても非常に少なく、第三次循環型社会形成推進基本計画の数値指標目標（平成12年度比の目標数値）がそぐわない状況となっています。

また、環境負荷の少ないごみ処理のため、新たに直接資源化できる処理（たとえば廃食用油のペンキ利用）や焼却灰のリサイクル（埋立によらない資源化）などの採用を検討していく必要があります。

表2-15 国の計画の概要

| 計画等の名称 | 関連する内容（一部紹介） |
|-----------------------------------|--|
| 第三次循環型社会形成推進基本計画 （平成25年5月 環境省） | 1) 数値指標（平成32年度目標） ① 一般廃棄物の減量化： <u>平成12年度比約25%減</u> ② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量： <u>平成12年度比約25%減</u> ③ 事業系ごみ排出量： <u>平成12年度比約35%減</u> 2) 取り組むべき課題 ① 2R（ごみの減量と再使用）の推進：食品ロスの削減、リユース品の積極利用・リユース市場の構築 ② 安心・安全の確保：大規模災害発生時の処理体制の構築 ③ 循環資源の高度利用：高品質で高付加価値のリサイクルの推進、小型家電リサイクル ④ 循環型社会・低炭素社会の取り組み：地域循環圏（地域で循環が可能な資源はなるべく地域で循環させる。たとえば生ごみのたい肥化）の構築 3) 各主体の役割 ① 市の役割：分別収集の徹底、有料化などごみの減量、環境学習・教育の場の提供など循環型社会を構築 ② 国民の役割：排出責任を有するとともに循環型社会の担い手としてより環境負荷の少ないライフスタイルへの変革 |

表 2-16 県の計画の概要

| 計画等の名称 | 関連する内容（一部紹介） |
|---|--|
| 長野県廃棄物処理計画 （第 4 期） （平成 28 年 4 月長野 県） | 1) 目標（平成 32 年度目標） ①総排出量：更なる減量を進める。 ②リサイクル率： <u>22.5%</u> ③最終処分率： <u>8.7%</u> 2) 行動計画 ①チャレンジ 800 ごみ減量推進事業 ②レジ袋削減県民スクラム運動 ③食べ残しを減らそう県民運動 e - プロジェクト |

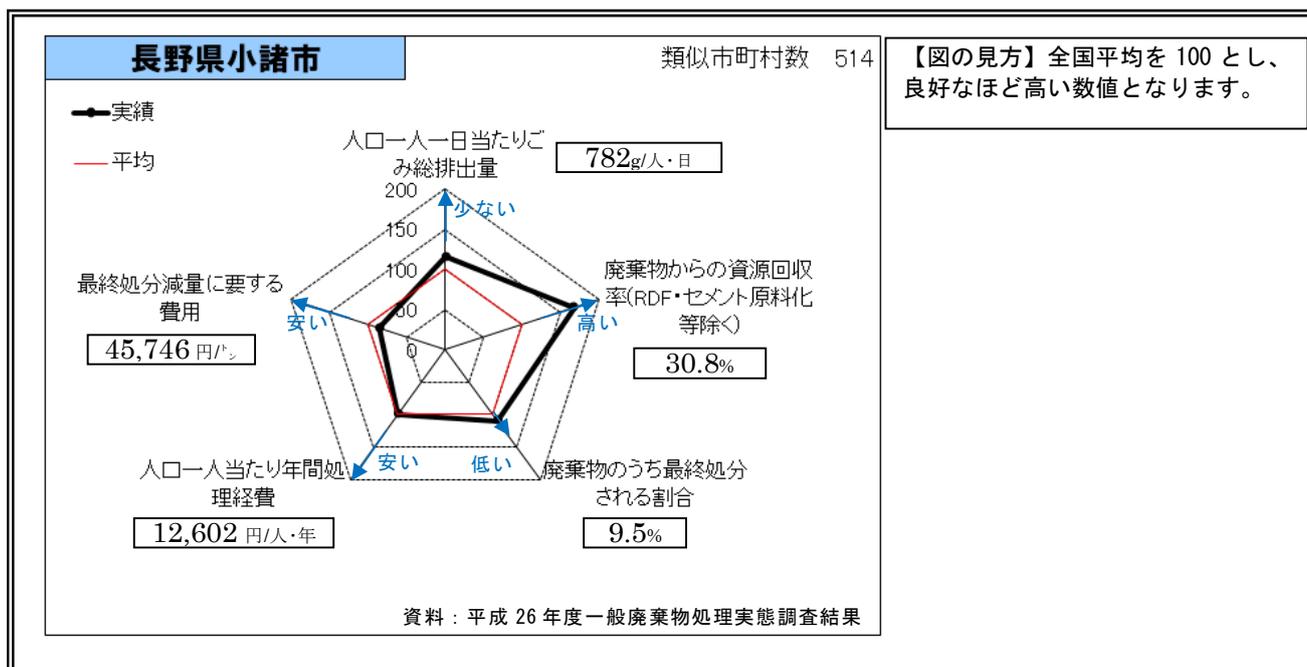
2-7 全国・県内の市との比較

1) 全国から見た小諸市のごみ処理の特徴

市町村一般廃棄物処理システム（環境省）を用い、平成26年度実績について、小諸市のごみ処理の特徴をまとめました。人口10万人以下の全国の514市の実績をもとにまとめています。

【全国から見た小諸市のごみ処理の特徴】

- ・ ごみからの資源回収量が、全国でもトップレベルとなっています。これは生ごみに加え、古紙類、容器包装プラスチック、古布類の分別が進んでいることによります。
- ・ ごみの減量化も比較的進んでいます。
- ・ ごみの分別によって、最終処分されるごみ量も比較的抑えられています。
- ・ 費用全体は、全国の平均レベルです。



| 標準的な指標 | 人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日) | 廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t) | 廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t) | 人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年) | 最終処分減量に要する費用 (円/t) |
|---------|-----------------------------|--------------------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 平均 | 0.928 | 0.185 | 0.106 | 12,517 | 39,960 |
| 最大 | 1.688 | 0.761 | 0.918 | 43,316 | 366,935 |
| 最小 | 0.563 | 0.042 | 0 | 0 | 0 |
| 標準偏差 | 0.146 | 0.072 | 0.105 | 4483 | 21470 |
| 当該市町村実績 | 0.7829406 | 0.308804627 | 0.095356684 | 12,602 | 45,746 |
| 指数値 | 115.6 | 166.9 | 110.0 | 99.3 | 85.5 |

図2-6 各分別の排出量（偏差値）のまとめ

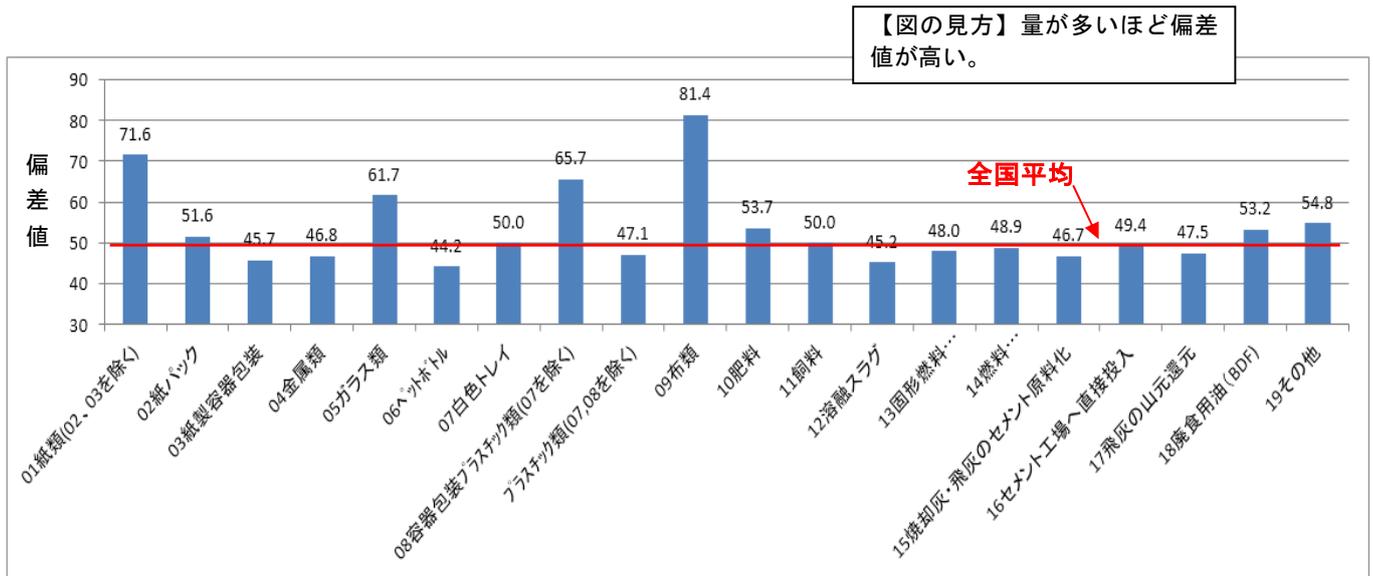


図 2-7 小諸市のリサイクル率の全国偏差値 ※1

※1 全国偏差値とは、全国 514 市の中で小諸市がどれくらいの位置にいるかを表した数値です。

一般的に偏差値 60 以上は全体の 16% (上位 80 市) ぐらいです。偏差値 40 以下も 16% (下位 80 市) ぐらいです。偏差値 41~59 には 68% (350 市) ぐらいとなります。

2) 県内から見た小諸市のごみ処理の特徴

平成 26 年度一般廃棄物処理実態調査および市調査から、ごみ処理に関する項目について、県内 19 市の数値をまとめました。

(1) 家庭系ごみの排出量

- ・ 家庭系ごみの排出量について、市民 1 人 1 日当たりの排出量を見ると、小諸市ではごみの減量が進んでいることがわかります。
- ・ 最小となっている市は 502g/人・日で、指定袋で排出されるごみについて全品目を対象にごみ処理有料化が実施されています。

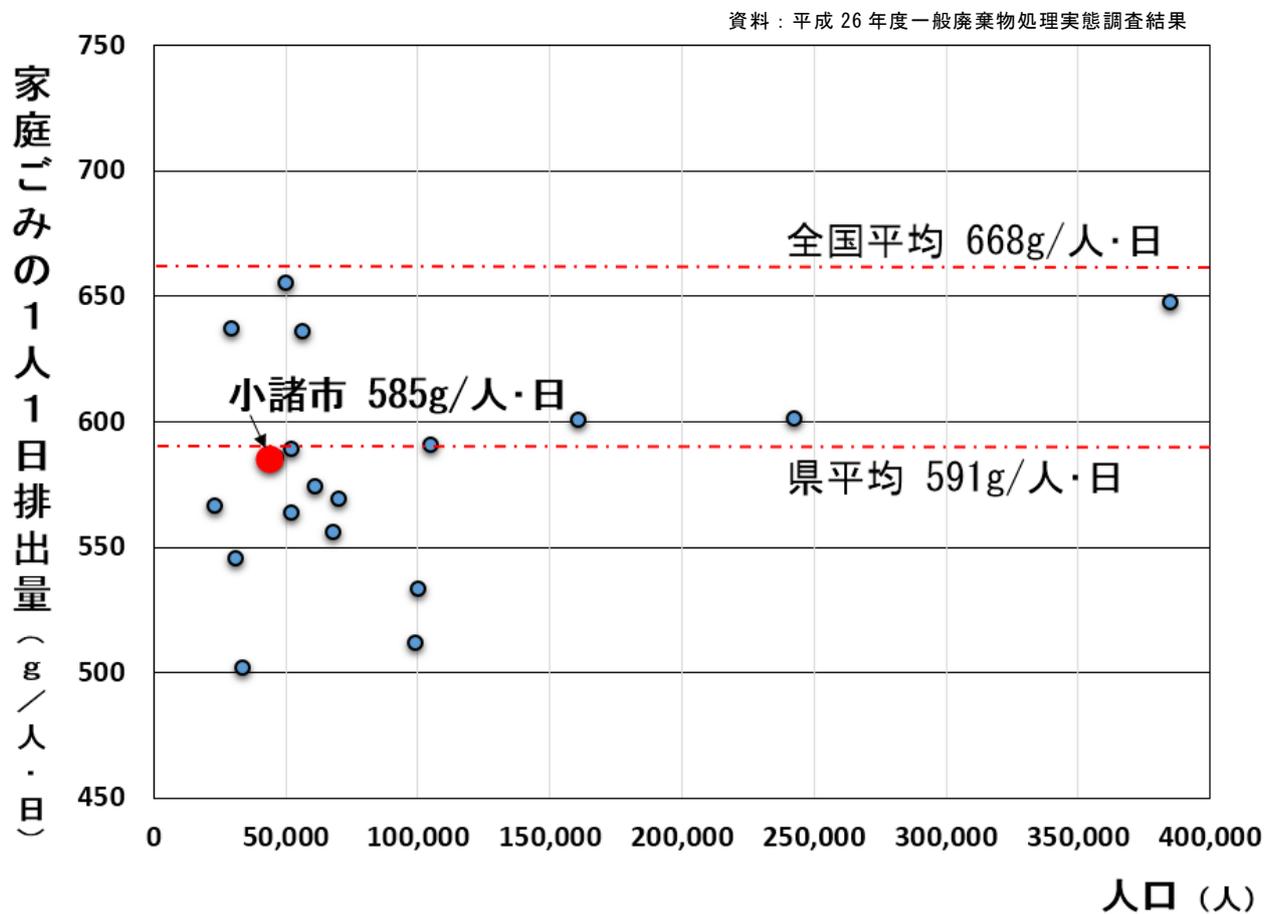
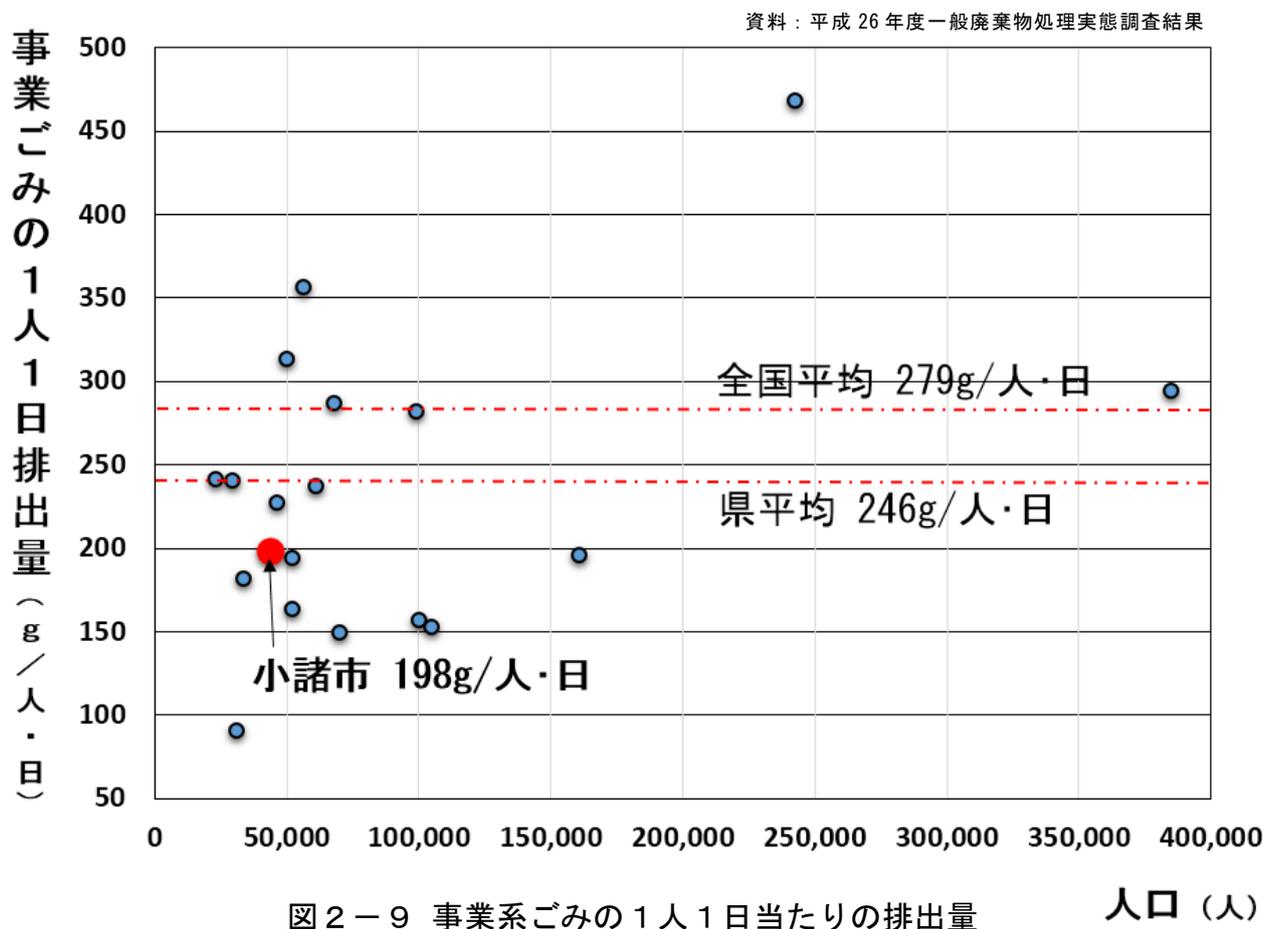


図 2-8 家庭系ごみの 1 人 1 日当たりの排出量

(2) 事業系ごみの排出量

- ・ 事業系ごみの排出量について、市民1人1日当たりの排出量を見ると、小諸市ではごみの減量が進んでいることが分かります。
- ・ なお、排出量の少ない市は、事業系ごみ（燃やすごみ）を対象に古紙類・容器包装プラスチック類の混入を禁止しています。



(3) 資源へ分別したごみの割合

- 資源へ分別したごみの割合は、ごみ全体の約5割を占めており、県内でもトップレベルとなっています。これは生ごみ、古着、古紙類の分別が進んでいることによるもので、市民の皆さんの協力をはじめ、衛生委員の地道な活動の成果といえます。

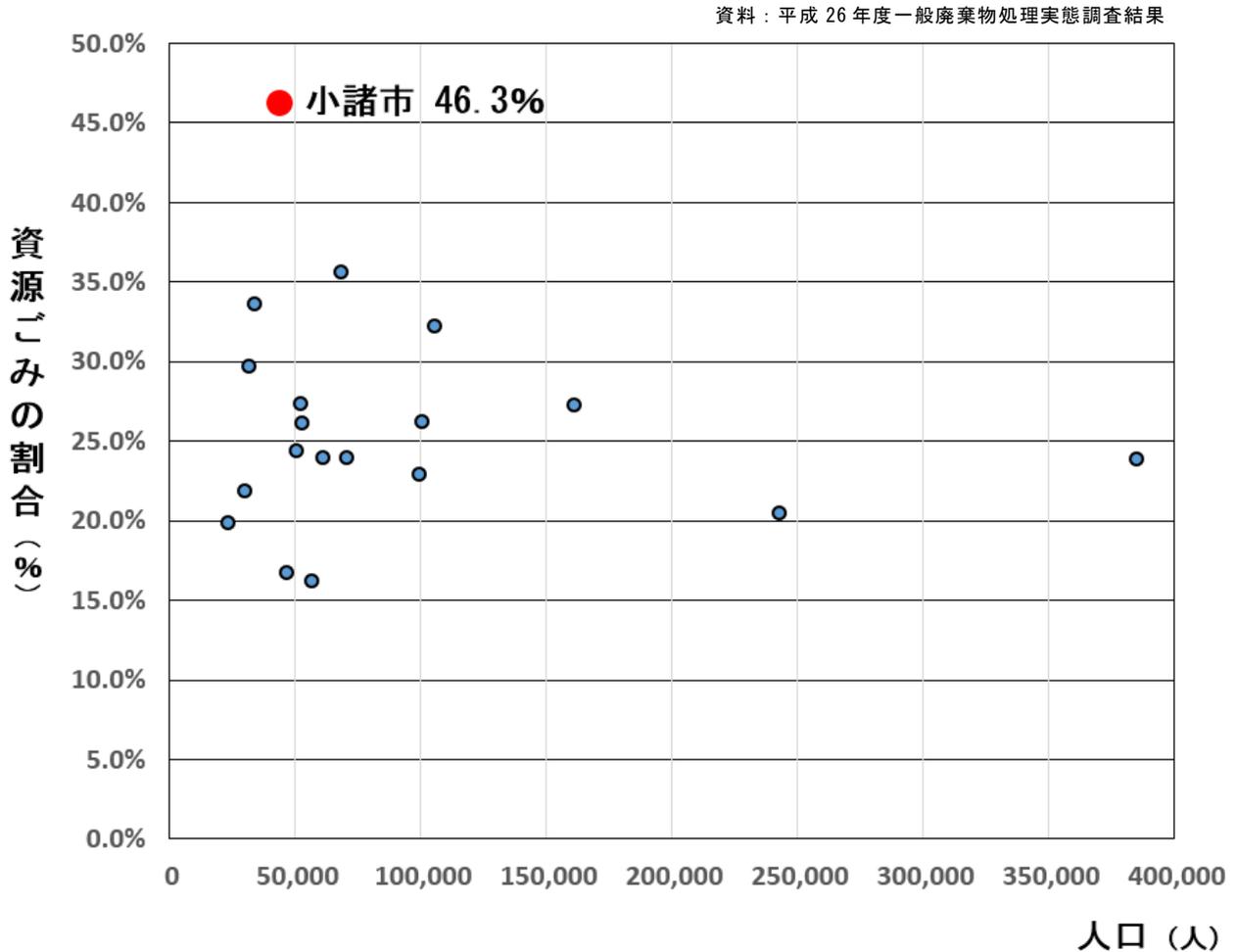


図 2-10 資源に分別したごみの割合

表 2-17 県内 19 市の古紙・古着の分別状況

| 項目 | 該当する市の数 |
|-----------------|---------|
| 雑がみを紙袋で排出できる市 | 小諸市ほか7市 |
| 古着の完全分別を指導している市 | 小諸市ほか4市 |

(4) 集団資源回収量

- ・ 集団資源回収量について、市民1人1日当たりの回収量を見ると、県内でもトップレベルの回収量となっています。集団資源回収が日常的に行なわれていることを示しています。
- ・ 集団資源回収報奨金の単価が、県内でも優遇されていることが理由の一つに挙げられます。
- ・ 資源ごみ1トンに対する資源回収報奨金と1トン当たりの収集経費を比べると、集団資源回収の方が収集経費の半額以下でごみを収集・運搬できることが分かります。資源ごみの収集運搬の費用を大きく軽減することがわかりました。

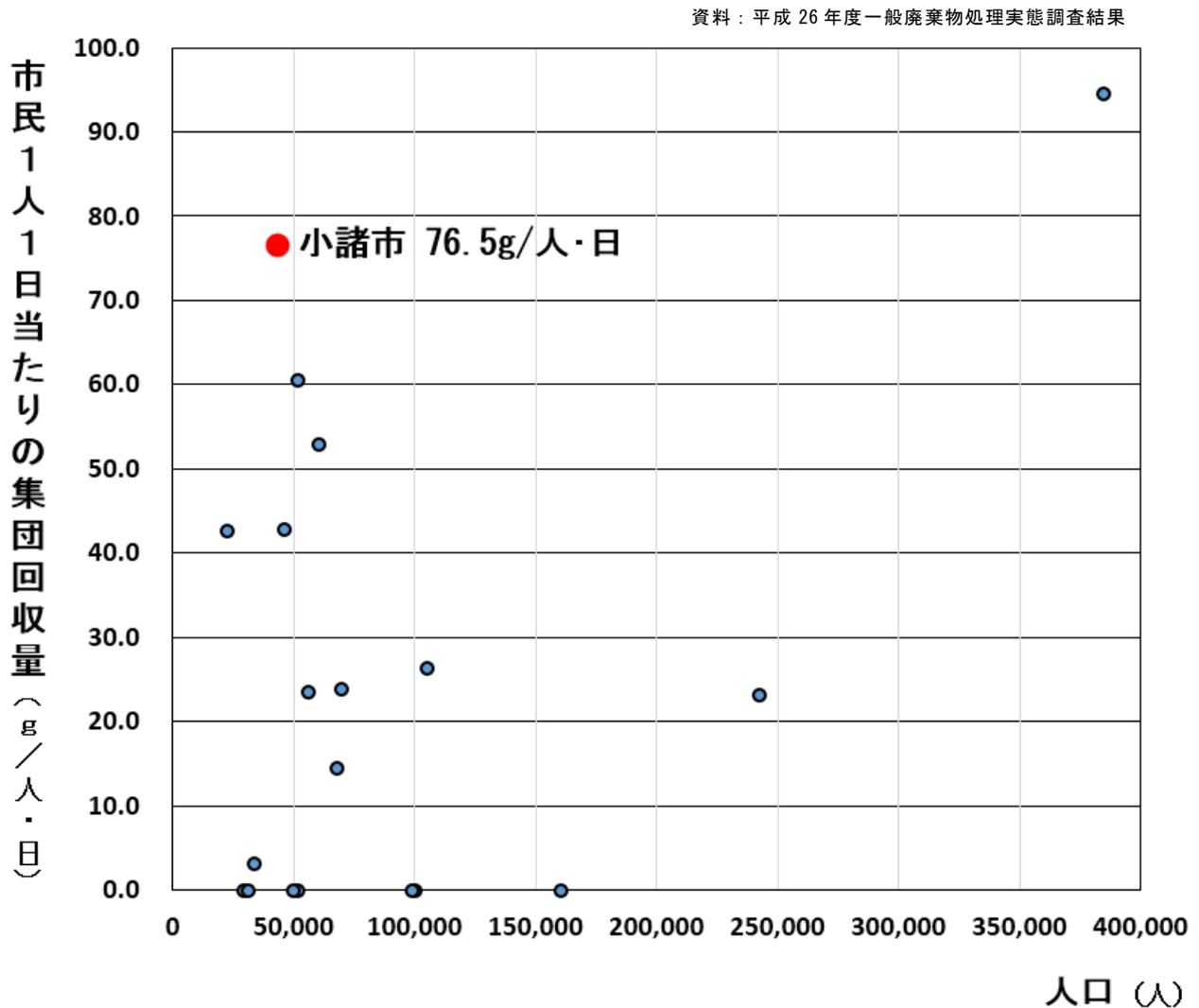


図2-11 市民1人1日当たりの集団資源回収量

表 2 - 18 県内の資源回収報奨金の単価と効果

| | 県内19市調べ | 小諸市の状況 |
|---------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 1 資源回収報奨金を実施している県内の市数 | 12市／19市 | 実施 |
| 2 うち報奨金の算定方法を従量制で実施している市数 | 11市／19市 | 従量制 |
| 3 報奨金の単価の範囲(従量制の市のみ) | 2円/kg～8円/kg | 業者回収 6円/kg 自己運搬 8円/kg |
| 5 資源回収報奨金に要した経費 | 平均 7.4千円/ト (2.2～27.8千円/ト) | 6.5千円/ト |
| 6 ごみ1ト当たりの収集経費 | 平均 14.6千円/ト (5.2～24.0千円/ト) | 16.5千円/ト |

※平成26年度実績に基づく数値

(5) ごみ集積所の設置数

- ・ ごみ集積所の設置数について、市民 100 人当たりの設置数を見ると、小諸市の設置数が比較的多いことがわかります。これはすべてのごみに対応する集積所から 1 種類のみに対応する集積所まで様々な種類の集積所が設けられていることが理由に挙げられます。

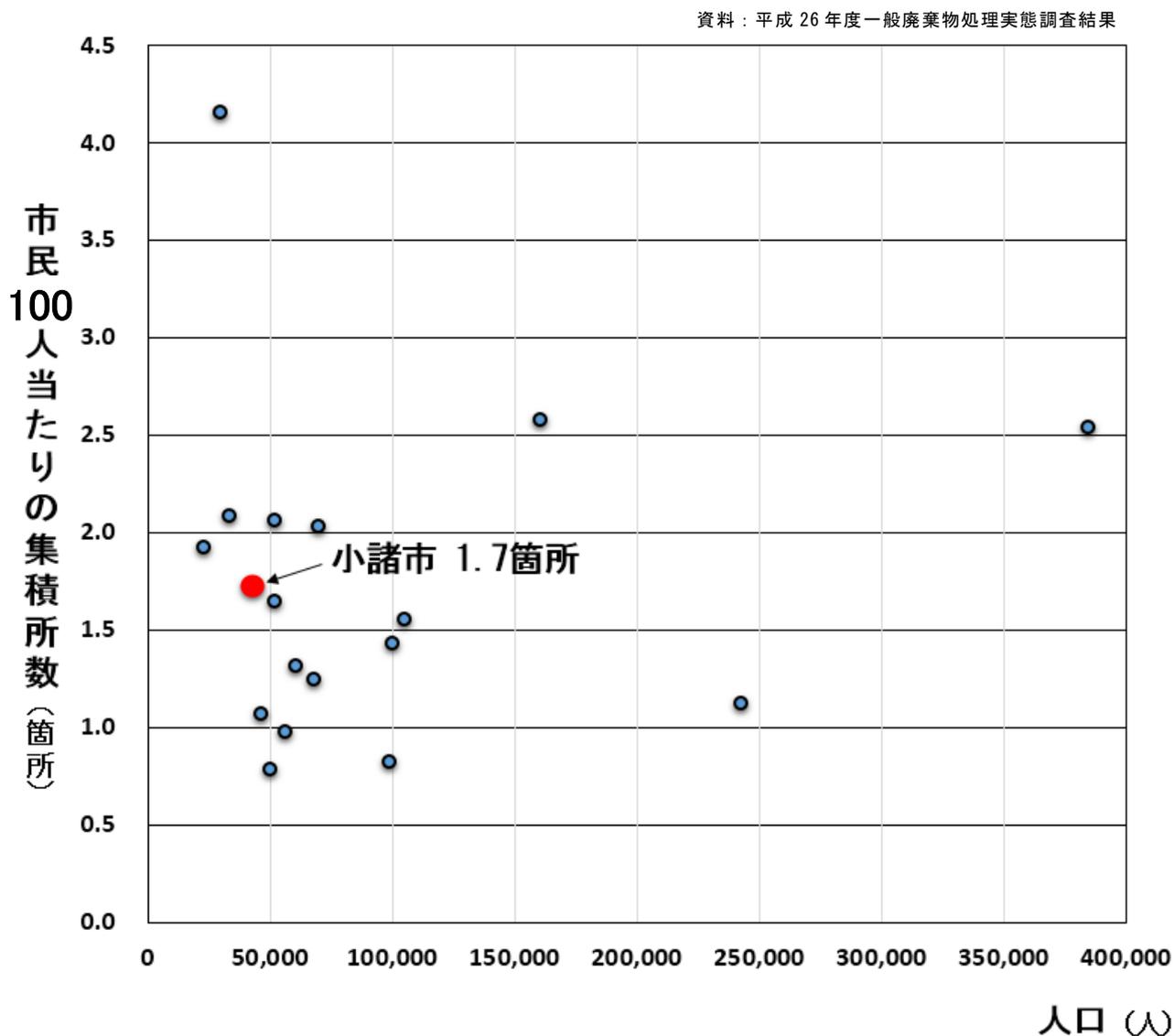


図 2-12 市民 100 人当たりのごみ集積所の設置数

(6) ごみの収集運搬経費

- ・ ごみの収集運搬経費について、市民1人当たりの収集運搬経費を見ると、小諸市の経費が比較的高いことがわかります。これは他市にはない生ごみの収集（週2回）や資源ごみの収集頻度が多いことなど、収集車の出動回数が多いことが理由に挙げられます。

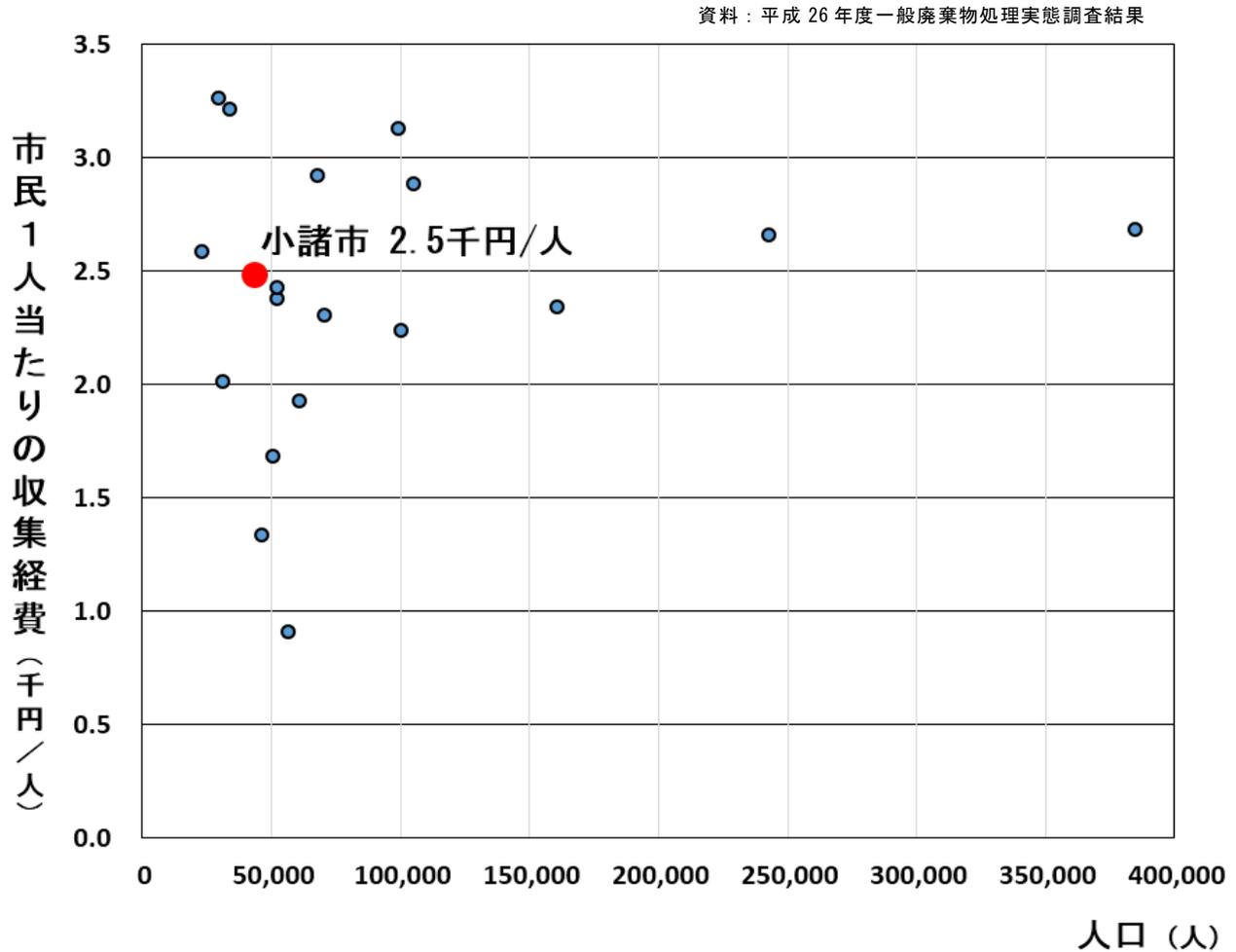


図2-13 市民1人当たりの収集運搬経費（県内19市）

表2-19 ごみ収集運搬業務の民間委託状況（県内19市）

| 収集業務の委託割合 | 100%委託 | 90%以上委託 | その他 |
|------------------|--------|---------|------------------|
| 該当する市 (全19市中) | 14市 | 4市 | 小諸市のみ (60%委託) |

(7) ごみ処理施設へのごみの直接持ち込み

- ・ ごみ処理施設へのごみの直接持ち込みについて、持ち込み時の料金体系から見ると、小諸市は無料に準じた料金体系となっており、県内でも少数となっています。
- ・ ごみの減量や公平な負担の点から、手数料を徴する市が多いことがわかります。

表 2-20 処理施設へのごみの直接持ち込み時の料金体系

| 施設の課金体系 | | 該当数 |
|---------|------------------------------------|---------|
| | 粗大ごみ以外持ち込み不可 | 2市 |
| | 完全従量制 (10kg ごとの料金) | 小諸市ほか9市 |
| | 施設利用手数料＋従量制 (搬入1回〇円＋10kg ごとの料金) | 3市 |
| | 無料もしくは、無料に準じた体系 (規定の量を超えた場合に課金) | 4市 |

(8) リサイクル率（ごみのうち資源に利用された量の割合）

- ・ リサイクル率について、小諸市は県内でトップレベルとなっています。これは生ごみ、古紙類、古着類の分別が進んでいることが理由です。（生ごみには水分が多く含まれている為、肥料となる率は非常に少なく、リサイクル率の向上にはあまり影響していません。）
- ・ 他のリサイクル率の高い市は、古紙類の分別・資源化が進んでいます。

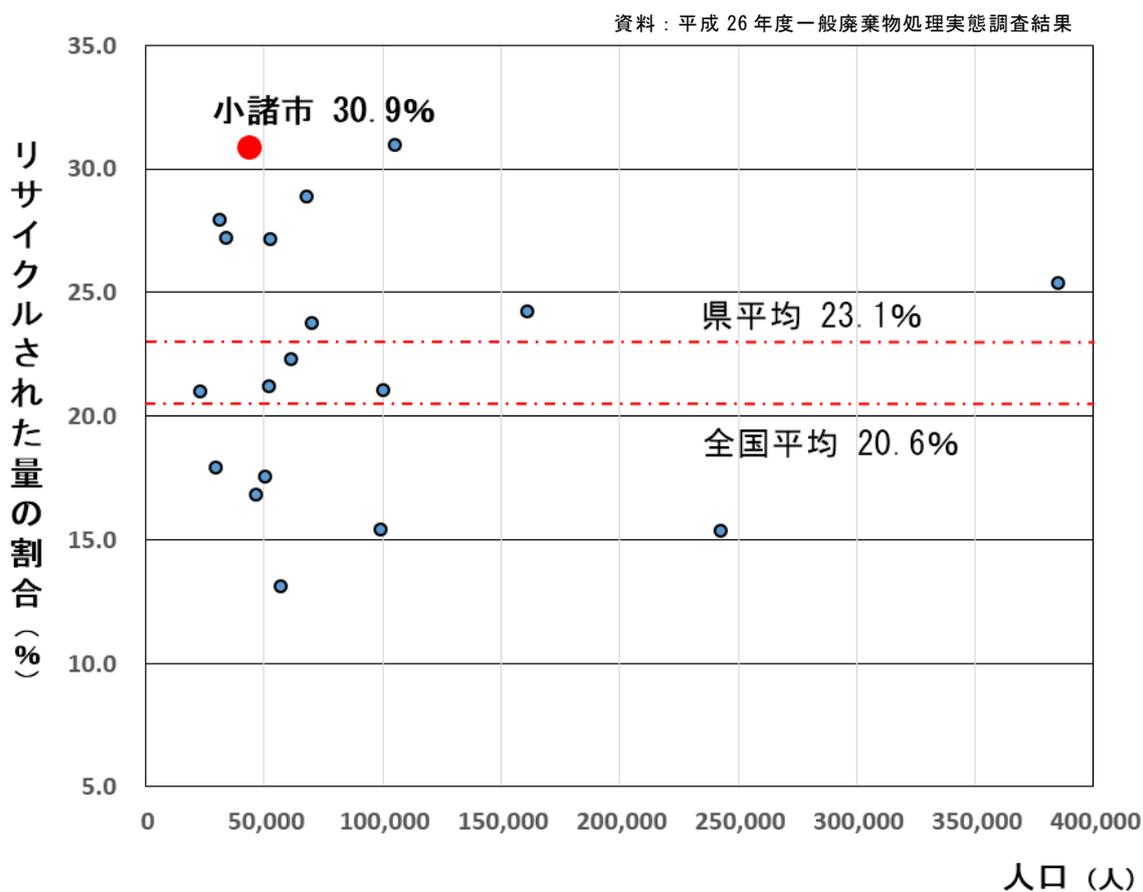


図 2-14 リサイクル率（県内 19 市）

(9) 最終処分率（ごみのうち埋立処分された量の割合）

- ・ 最終処分率については、小諸市は中間のレベルとなっています。
- ・ 最終処分率が低い市は、焼却灰のリサイクルと廃プラスチック類の中間処理を徹底しています。また、ガラス・陶器類のリサイクルを実施している市はありません。

資料：平成 26 年度一般廃棄物処理実態調査結果

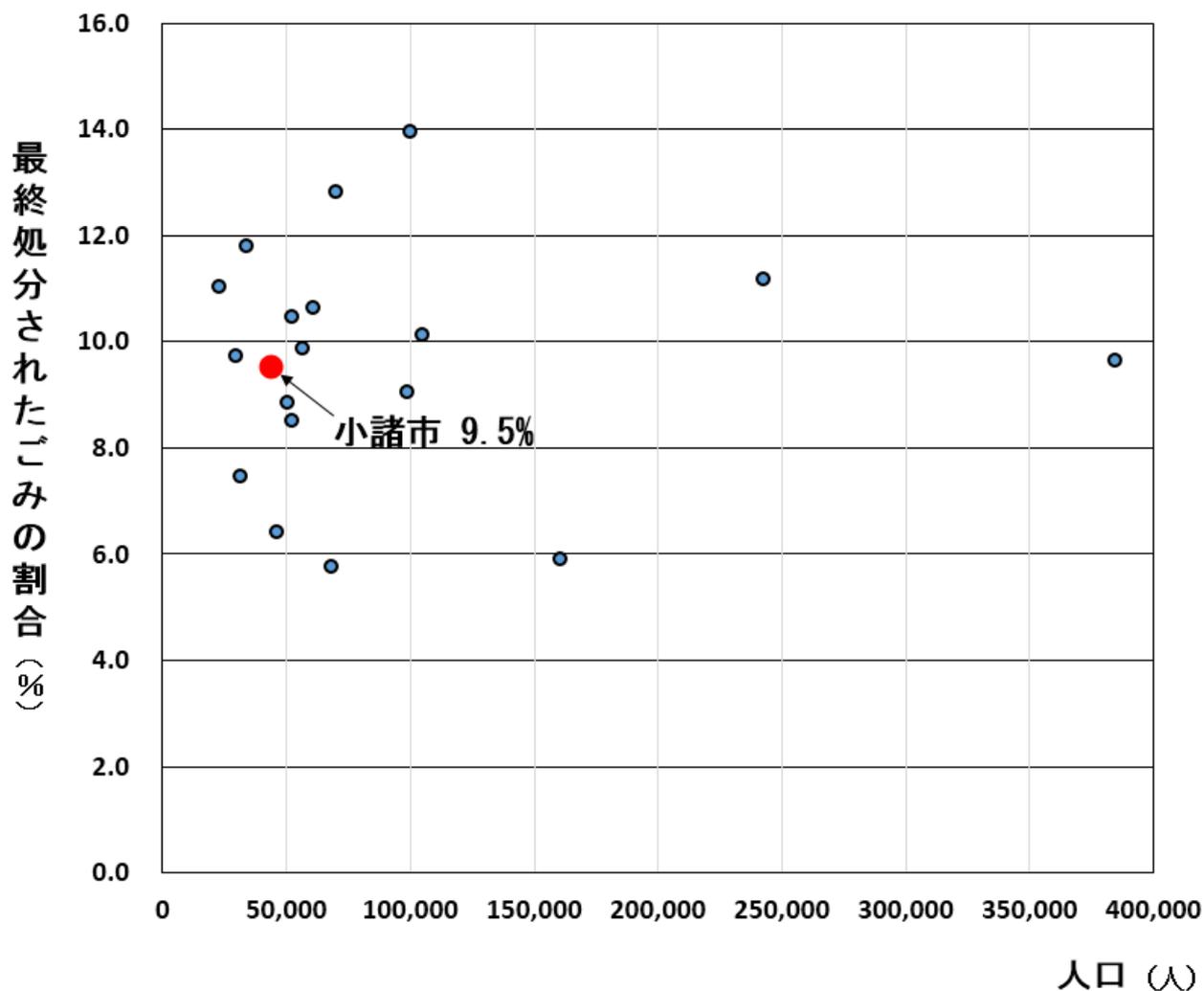


図 2 - 15 最終処分率（県内 19 市）

(10) ごみの中間処理費用

- ・ ごみの中間処理費用について、市民1人当たりの費用で見ると、県内では小諸市の費用が高いことがわかります。これは他市では行われていない焼却処理の民間委託、生ごみの肥料化が理由に挙げられます。

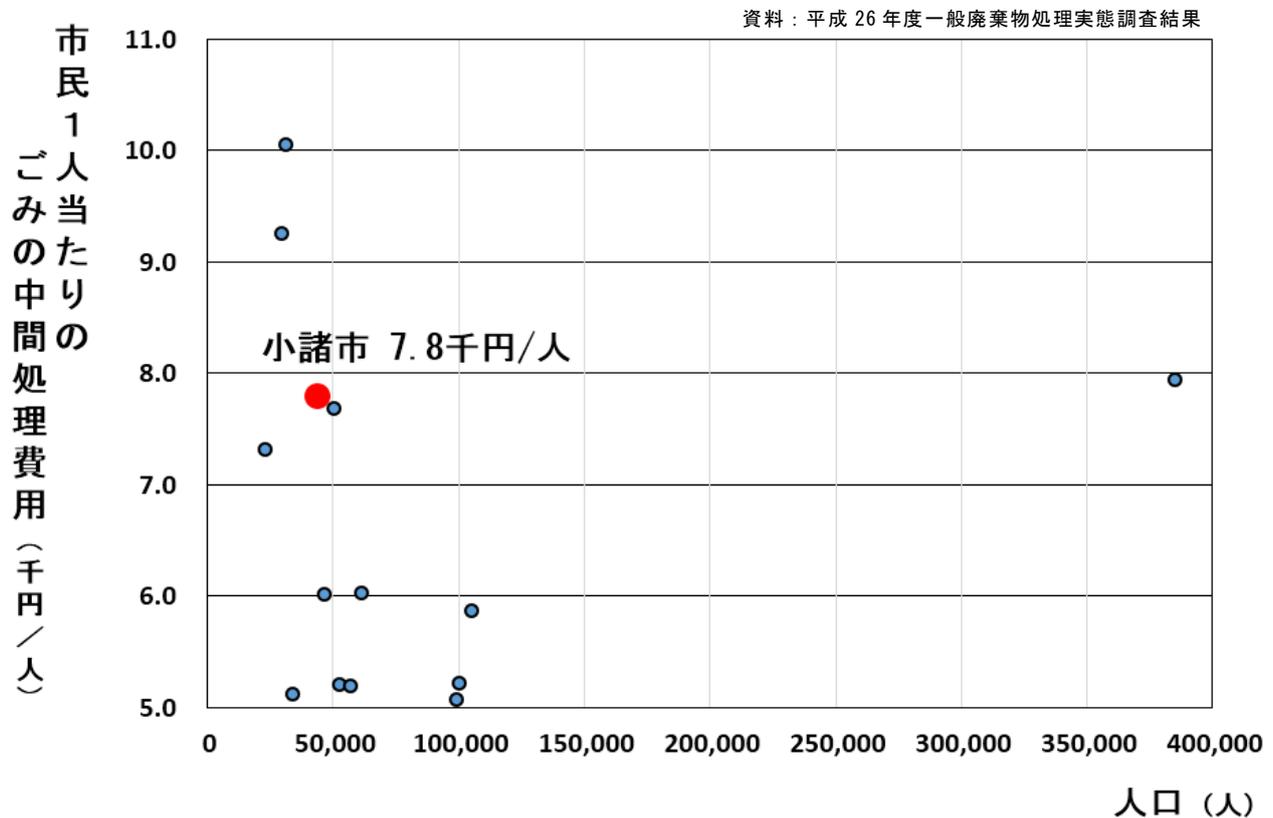


図2-16 市民1人当たりの中間処理費用（県内19市）

(11) 最終処分場の残余量

- ・ 最終処分場の残余量について、小諸市は比較的余裕があることがわかります。
- ・ 残余量の少ない市では、焼却灰・廃プラスチック類のリサイクル処理が推進されています。

表2-21 最終処分場の残余量のまとめ（県内19市）

| 残余量の目安 | 該当する市の数 |
|-------------|---------|
| 既に埋立が終了している | 4市 |
| 残余量が5年以下 | 2市 |
| 残余量が10年以下 | 小諸市ほか4市 |
| 残余量が20年以下 | 5市 |
| 残余量が20年以上 | 2市 |
| 無回答 | 1市 |

(12) 行政のごみへの取り組みに対する市民満足度

- ・ ごみ減量・資源化など行政の取り組みに対する市民満足度について、各市で実施している市民意識調査結果を5点満点で集計しなおすと、小諸市が県内でも評価が低い結果となりました。これは分別が厳しいことに加え、その内容の周知方法に課題があることが挙げられます。

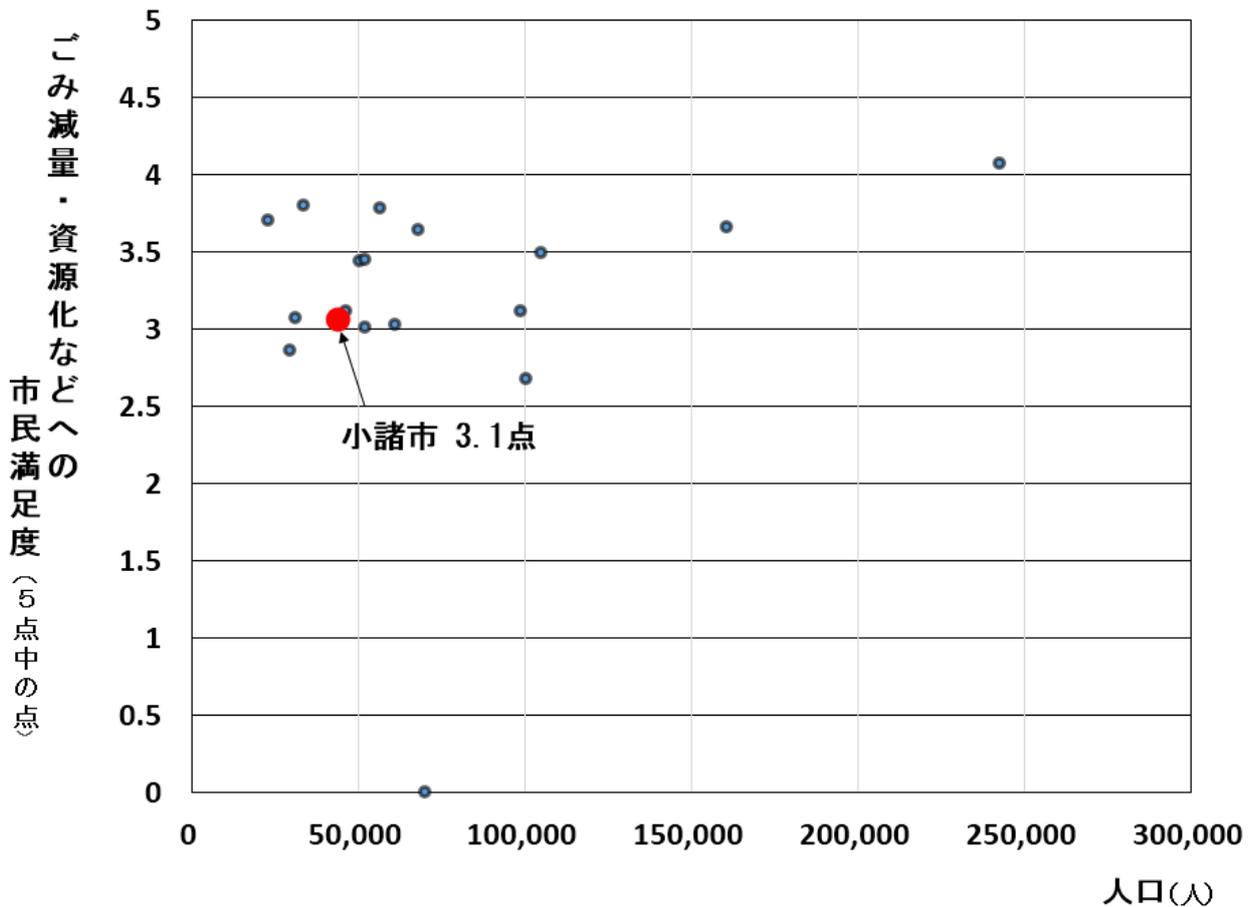


図2-17 ごみ減量・資源化など行政の取り組みに対する市民満足度（県内19市）

※ 市民満足度は、「満足している」を5点、「やや満足している」を4点、「どちらでもない」もしくは「普通」を3点、「やや不満である」を2点。「不満である」を1点として、回答比率（%）を乗じて算出した。

(13) 市民協働によるごみの減量・資源化の取り組み

- ・ 県内での市民協働によるごみの減量・資源化の取り組みは、衛生自治会活動のほかに、ごみ減量アドバイザーを各地域に配置して、生ごみの減量化や古紙の分別の促進を図っている事例や、市民団体による収集品目以外のごみを回収するイベントの企画などがあります。

表 2-22 市民協働によるごみの減量・資源化の取り組みの事例（県内）

| 市 | 取組みの名称 | 概要 |
|-----|----------------|---|
| 小諸市 | ごみ減量アドバイザー | 平成 27 年度から活動を開始。一般公募により応募のあった市民に、市から委嘱した 17 人で組織。 ごみの減量や分別などについて、啓発資料の作成や、講座等の講師を行う。 |
| 上田市 | ごみ減量アドバイザー認定制度 | 各地区自治会連合会から選出され、市より委嘱を受けた 33 人で組織。 各地区でごみの減量・分別に指導や資源回収の立会、市の事業に対する提案、要望及び評価を行なっている。 |
| 茅野市 | 美サイクル茅野 | 環境保全のための啓発事業と調査研究 ・ 廃棄物の 3 R のための啓発事業と調査研究 ・ 資源物分別回収事業 ・ 各種事業推進のための情報交換及び連絡調整 |

(14) 災害廃棄物処理計画の策定状況

- ・ 大規模災害時の具体的なごみ処理方法（仮置き場やがれきの処理など）をまとめた災害廃棄物処理計画について、県内で策定した市はわずかな数に留まっています。
- ・ 大規模災害で処理施設が長期間休止してしまうケースや大雪等により収集が困難に陥るケースなど、様々な災害を想定した具体的な計画づくりを行なう必要があります。

表 2-23 災害廃棄物処理計画の策定状況（県内 19 市）

| | |
|-------------------|-----|
| 災害廃棄物処理計画を策定した市の数 | 3 市 |
|-------------------|-----|

2-8 市民団体・市民集会での意見交換

1) 趣旨

ごみ処理基本計画の策定にあたり、市民の皆さんの理解が得られ、より効果的な施策をまとめるため、市民の皆さんとの意見交換を行ないました。

意見交換は、市民団体の会議や市民の集会へ事務局が伺い、小諸市のごみ処理の現状や特徴を説明した上で、ごみについて感じていることや、ごみ処理に望むことなどについて意見交換を行ないました。

2) 実施状況

意見交換は、環境保全に関係する市民団体のほか、ごみに接する機会の多い女性の方が集まる団体や集会で行ないました。

表 2-24 意見交換した市民団体・集会

| 時 期 | 平成 26 年 1 月～ 5 月 |
|--------------|---|
| 市民団体 市民集会 | <p>計 25 団体 延べ参加者数 494 名</p> <p> ■結いの会 (5 名) ■小諸市女性団体連絡協議会 (10 名) ■健康くらぶ (後平) (17 名) ■小諸市交通指導員協議会 (9 名) ■小諸市消費者の会役員会 (9 名) ■東部地区区長会 (7 名) ■小諸市環境審議会 (9 名) ■女性ネット会議 (11 名) ■小諸市衛生自治会理事会 (7 名) ■読み聞かせの会 (9 名) ■赤坂区 (7 名) ■小諸市食生活改善推進員協議会 (33 名) ■こもロッジ (食の日) (34 名) ■小諸市教育委員 (女性) (2 名) ■微笑みの会 (諸) (10 名) ■赤坂区役員会 (7 名) ■川辺地区区長会 (18 名) ■大里地区区長会 (10 名) ■三岡地区区長会 (20 名) ■生活クラブ小諸支部 (12 名) ■消費者の会研修会 (28 名) ■小諸市 P T A 連合会 役員 (女性) (2 名) ■東南部地区区長会 (19 名) ■女性学級 (56 名) ■小諸市女 性団体連絡協議会 (20 名) ■高齢者教室 (130 名) </p> |

3) 意見のまとめ

- 非常に多かった意見に「ごみの減量や分別の効果を積極的に広報してほしい」と「プラスチック製容器包装の分別が難しい。」があります。市の広報誌やごみカレンダーでの継続的な記事の掲載に合わせ、市民の皆さんへ直接伝える方法を検討する必要があります。
- 分別に対する意見は多く出ましたが、ごみの減量についてはあまり出ませんでした。今後はごみ減量の周知を進める必要があります。
- 上田市で実施しているごみ減量アドバイザー認定制度を小諸市でも設けることについて、直接説明を聞ける機会ができることなど賛成する意見が多くでました。その一方で、過度な期待や負担をかけず、アドバイザーが楽しみながら活動できる仕組みづくりが重要との意見もありました。

- 市外から転入された方々からは、地域とのつながりが出来ていく中でごみの出し方も教わり、小諸市の分別に馴染むことができたとの意見をいただきました。アパート付近のごみ集積所のトラブルについても、転入された方へのフォローによっては緩和できる可能性があります。

4) 主な意見の紹介

表 2-25 多く出された意見（意見交換会）

| | |
|---|---|
| 1 | ごみの減量や分別の効果をもっと PR してほしい。市民満足度が低いということだが、“だから小諸市の分別は厳しいのだよ”と分かれば、理解する人も多いと思う。 |
| 2 | ごみの減量や分別を市民にだけ言われても困る。製造者・販売者への指導や取り組みも紹介してもらいたい。 |
| 3 | プラスチック製容器包装の分別が難しい。資源か、燃やすごみかまたは、埋立ごみか分からない。また、どこまできれいにしてよいかわからない。 |
| 4 | アパートに住んでおり、ごみの分別に慣れていない方とトラブルになることがある。隣組などの会議にも出ない方が多いので、話のしようがない。 |

表 2-26 ごみの減量・分別の工夫や周知に関する意見（意見交換会）

| | |
|---|---|
| 5 | 自宅でのたい肥化は本当に良いことだと思う。個人レベルでたい肥化を進めれば、施設に負担をかけず、より環境にやさしくお金のかけないごみ処理ができるのに。 |
| 6 | バザーの際に、廃食用油の持参を呼びかければ、より周知できるのでは。 |
| 7 | ごみカレンダーの配布時期が、市民の関心が一番高くなると思う。広報も1年間を見通して、どんな時期にどんな情報を出すか、また、数か月の間、同じテーマを集中して伝えていくことで効果がでるのではないか。 |
| 8 | 学校の先生も、市外から転勤してくるので、分別に慣れていない。新しく転勤された先生には特別に分別を教えた方が良いと思う。 |
| 9 | 新焼却施設の親子見学会を開催してはどうか。 |

表 2-27 ごみ減量アドバイザー制度の新設に関する意見（意見交換会）

| | |
|----|--|
| 10 | ごみは身近なことなので、直接話す機会があるとわかりやすい。 |
| 11 | 衛生委員がほとんど男なのは、草刈りや集積所の改修があるから。ただ、分別の具体的な指導など、女性の方が教えやすいものもあると思う。 |
| 12 | 普段ごみの分別をあまりしない男性も将来1人暮らしになった場合、自分でしなければいけないので、減量アドバイザーが地域にいれば助かると思う。 |
| 13 | 分別の仕方などをクイズ形式で楽しみながら覚えられたらよいと思う。 |

| | |
|----|---|
| 14 | 減量アドバイザーにあまり責任を負わせない方がよいと思う。分別に詳しく、周りに広げていくというのが、当初はよいと思う。 |
| 15 | 集団資源回収時に説明に行けば、子どもや子育て世代も多く効果的だと思う。 |
| 16 | 各区の保健推進員や公民館活動など、すでに行われている活動の場を利用するのが良いと思う。そうすると相談員を新たに募集するのも良いが、すでに地域で活動を行なっている方をお願いするのも良いのではないか（保健推進員や公民館主事など）。 |

表 2-28 市外から移り住んだ方のごみ出しに関する意見（意見交換会）

| | |
|----|---|
| 17 | 地元区の方が色々教えてくれたので、分別になれることができた。 |
| 18 | 市外から引っ越して、初めにアパートで暮らしたが、最初は区にも入っておらず、どうすればよいのかよくわからなかった。子どもが学校に通うようになって、地元のつきあいも多くなり、ごみの分別にも慣れた。アパートに引っ越してきた方の多くは、どうすればよいのかわからないのだと思う。転入してきた方へのフォローができれば、みんなにとって良いと思うのだけれど。 |
| 19 | 市自治基本条例でも区の加入が義務付けられているが、現状はそうでない。ごみに限った話ではなく、転入してきた方へのフォローが大事になるのでは。 |

2-9 ごみ減量セミナーでのアンケート

1) ごみ減量セミナーについて

ごみ減量セミナーは、ごみの減量・資源化を進める目的や効果、具体的な取り組みの事例などを市民の皆さんへ直接説明させていただく場として設けました。

今回のセミナーには、上田市ごみ減量アドバイザーの立ち上げに参加し、アドバイザーの初代リーダーとして長く従事された栗田たか子さんを講師としてお招きしました。

そしてセミナーに参加された方へアンケート用紙を配布し、記入式のアンケートを実施しました。

表 2-29 ごみ減量セミナーの概要

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 開催日時等 | 平成 26 年 2 月 11 日 13 時 30 分～15 時 20 分 小諸市役所 3 階第 1・2・3 委員会室 |
| 講演内容 | ○講師 栗田 たか子さん ○題目 「ごみ減量はじめよう。メタボな生活ダイエット！」 |
| 参加者 | 105 名 |

2) アンケートの集計結果

(1) 回答者数

99 名（男性 54 名、女性 38 名）

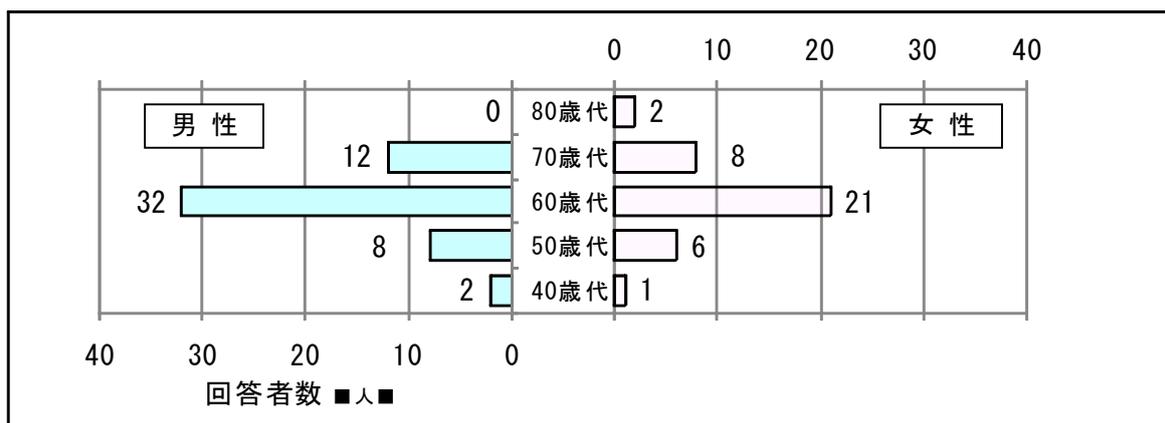


図 2-18 回答者の内訳 (アンケート)

(2) ごみ減量セミナーの感想について

ほとんどの方から「参考になった」「まあまあ参考になった」との回答がありました。今後もセミナーの内容を検討し、開催すべきものと考えられます

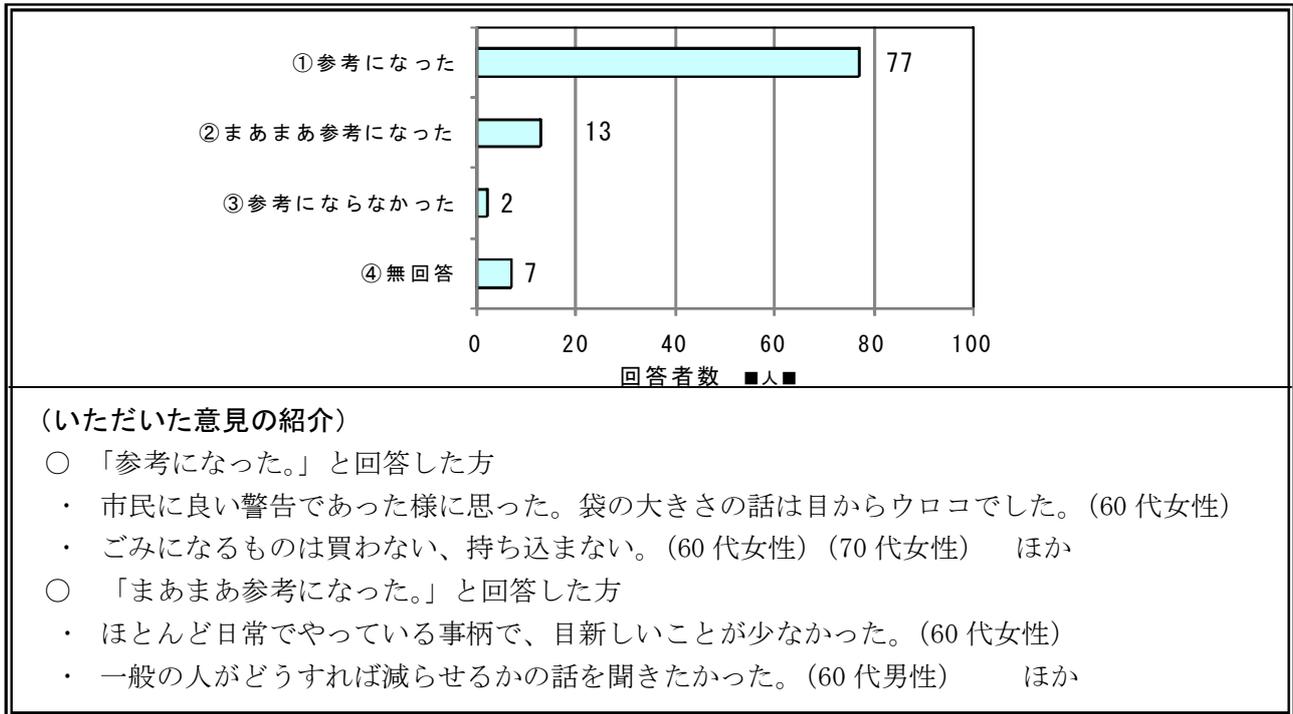


図2-19 セミナーの感想 (アンケート)

(3) ごみ減量アドバイザー制度の導入について

ほとんどの方からごみ減量アドバイザーが必要との回答がありました。小諸市版アドバイザー制度の立ち上げに向け、具体的な検討を進める必要があります。

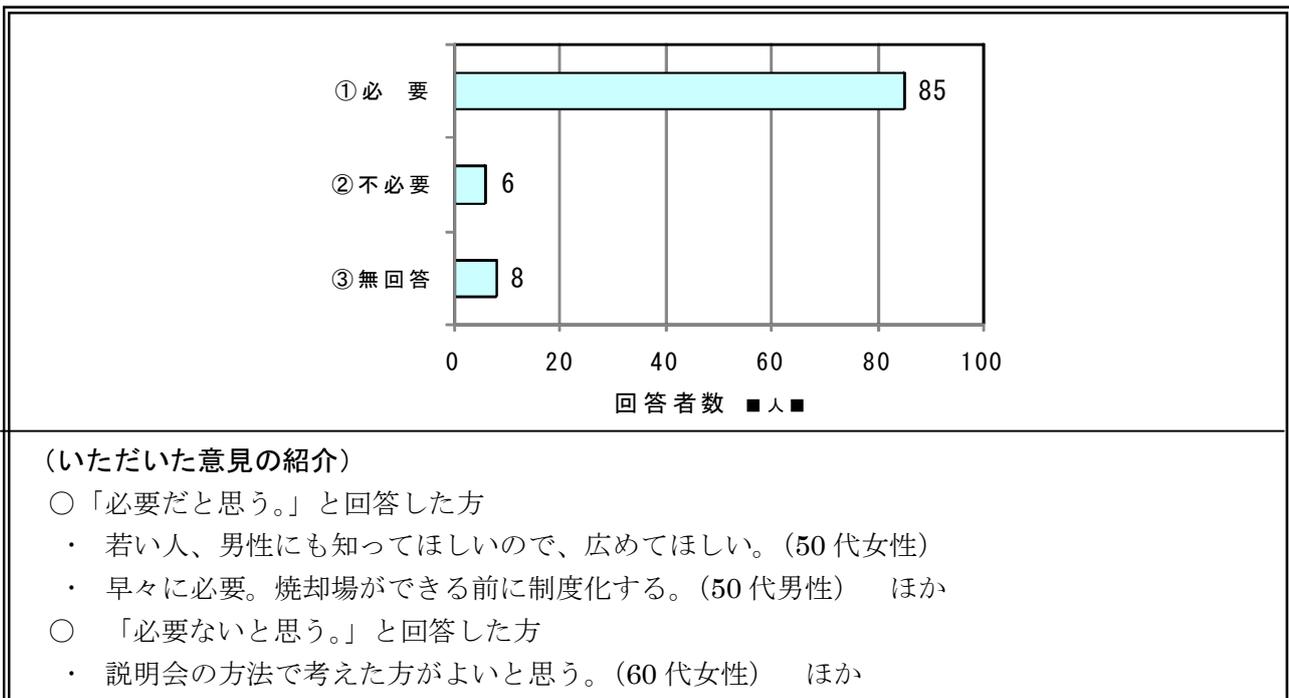


図2-20 アドバイザー制度の必要性 (アンケート)

(4) ごみ減量アドバイザーやごみ減量・分別講座への参加について

ごみ減量アドバイザーは地域で活動するため、地元から推薦していただく方法が考えられますが、講座へ参加したい方もいるため、広く募集をかけることも必要です。

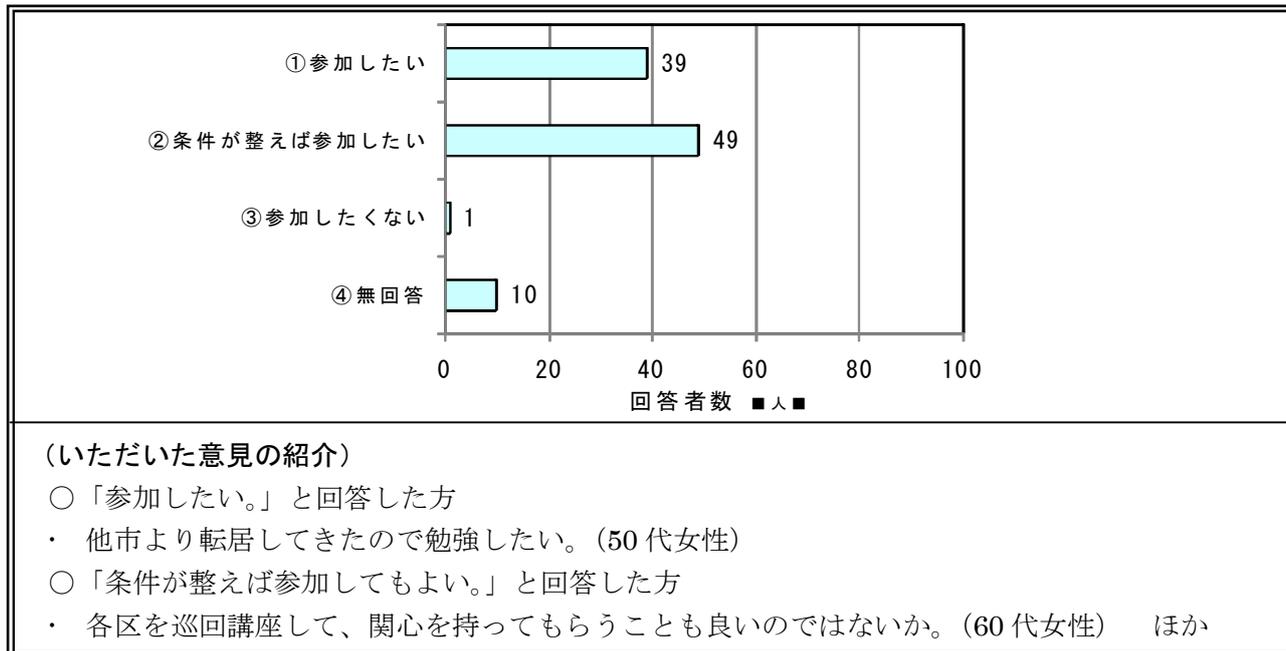


図 2-21 アドバイザー制度や講座への参加 (アンケート)

(5) ごみ集積所改修やごみ減量活動の資金として、新焼却施設で利用料金を徴収することについて

半数以上の方からある程度の利用料金の徴収は仕方ないとの回答でした。新焼却施設の利用者の公平な負担の方法・金額とその徴収した料金の使途について具体的に検討する必要があります。

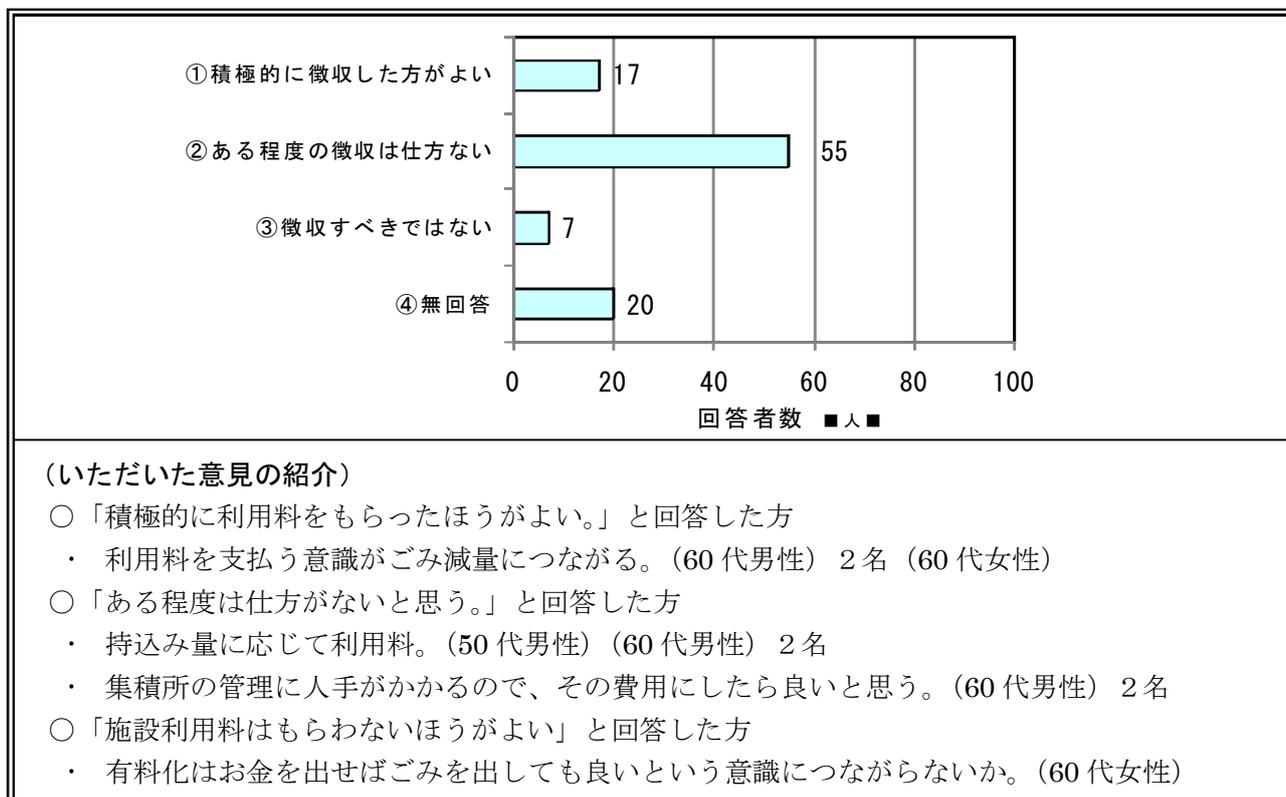


図 2-22 新焼却施設での施設利用料の徴収 (アンケート)

第3章 施策のまとめ

3-1 市民協働の推進と関係機関との連携



小諸市ごみ処理基本計画検討市民会議

行政がごみ処理のすべてを担うには限界があります。ごみの排出者であり、循環型社会の担い手でもある市民、事業者との協働を進めることで、小諸市の長所を伸ばし、課題を改善していくことができます。また、市内では解決できない課題には、近隣の自治体との連携も図っていく必要があります。

協働とは、市民、事業者、行政が、それぞれ役割分担をしながら、連携して事業や課題の解決などを進めていくことです。

1) 小諸市の特徴（長所と課題）のまとめ

◇ 小諸市内の状況 ◇

◇ プラス面 ◇

- ① 衛生自治会や集団資源回収などの地域の活動が盛んである。
- ② 市内には資源回収事業者が複数者いる。
- ③ 子どもセンター・こもロッジや糠塚園など各世代が集い情報を広められる場所がある。

◇ マイナス面 ◇

- ④ ごみ減量化・資源化などへの取り組みに対する市民満足度が低く、情報の伝達や内容に課題がある。
- ⑤ 広域的な枠組みでの応援協力体制が整っていない。
- ⑥ 小諸の燃やすごみは生ごみが含まれていないため、他施設での焼却処理が容易ではない。
- ⑦ 衛生自治会をはじめ男性中心の活動が多く、女性の意見を取り入れ、活動してもらう機会が少ない。

◇ 社会の流れ ◇

- ① 県内ではごみ減量アドバイザー制度や資源化推進団体など先進的な事例がある。
- ② インターネット・SNS など電子情報網が普及している。
- ③ 環境問題への関心の高まり
- ④ 災害時や緊急時の廃棄物処理の広域的な対応について、県内では自治体同士の枠組みづくりが遅れている。
- ⑤ 地域コミュニティが希薄になり、広報誌や区を通じた情報が伝わりにくくなっている。
- ⑥ 高齢化・核家族化によって地域活動の担い手が不足している。

2) 目 標

(1) ごみへの取り組みが地域で進み、市民皆さんの意識が高まっている小諸市を目指します。

集積所の管理や分別の指導を行なう衛生委員、資源となるごみを自ら集める集団資源回収など、小諸市では地域での活動が盛んです。その一方で、地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足も社会全体の課題として挙げられています。今後も地域の皆さんがやりがいを持って続けられるよう、地元への補助金や資源回収報奨金などの交付金事業を改善し、地域の活動を支える取り組みを進めていきます。

表 3 - 1 市民の意識に関する指標（市民協働）

| 項 目 | 平成 24 年度 | 平成 27 年度※ ² | 平成 35 年度 |
|--------------------------------|----------|------------------------|----------|
| ごみへの取組みに関する市民満足度※ ¹ | 2. 7 点 | 3. 1 点 | 3. 5 点以上 |

※¹ 市民満足度は、総合計画策定時に行なわれる市民意識調査結果によります。なお、市民満足度は、「満足している」を5点、「やや満足している」を4点、「どちらでもない」もしくは「普通」を3点、「やや不満である」を2点。「不満である」を1点として、回答比率（%）を乗じて算出します。

※² 目標年度は、市民意識調査の実施年度を想定しています。

(2) 様々な世代が環境学習を行なっている小諸市を目指します。

市民の意識を高めていくためには、ごみの減量・分別など環境学習を進めることが重要です。ごみ減量アドバイザーを養成し地域での学習を進めること、各世代が集まる集会や場所を利用した情報発信など、多くの市民が参加できる環境学習に取り組んでいきます。

表 3 - 2 環境学習に関する指標（市民協働）

| 項 目 | 平成 24 年度 | 平成 27 年度 | 平成 35 年度 |
|---------------------|----------|-----------------------|-----------------------|
| 小諸市版ごみ減量アドバイザー制度の創設 | — | ごみ減量アドバイザーが地域で活動している。 | ごみ減量アドバイザーの活動が定着している。 |

(3) 民間事業者や近隣自治体と連携している小諸市を目指します。

災害などの非常時の対応やごみの減量・資源化など、市内に限らず連携が必要になる課題について、民間事業者や周辺自治体と話し合いの場を持ち、互いの立場に応じた連携を図っていきます。

3-2 ごみの減量



ごみをできる限り減らしていくことが、ごみ処理で一番大切なことです。小諸市は全国的に見てごみの排出量が少ないですが、最近では市民一人当たりの排出量が増えています。核家族化などライフスタイルが変わっていくなかで、市民や事業者一人一人が、ごみを減らしていくよう意識を持つことが重要です。

マイバックの利用

1) 小諸市の特徴（長所と課題）のまとめ

| | ◇小諸市内の状況◇ | ◇社会の流れ◇ |
|---------|--|--|
| ◇プラス面◇ | <ul style="list-style-type: none"> ① ごみ減量化が進んでいる。特に可燃ごみの減量化(生ごみの分別)が顕著である。 ② 事業系ごみの排出量も国・県平均を下回っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ① マイバックの普及など消費者の自主的行動が定着し始めている。 ② 排出者責任(拡大生産者責任、全国的なごみ処理有料化の導入)が求められている。 ③ リサイクルショップやネットオークションが普及している。 |
| ◇マイナス面◇ | <ul style="list-style-type: none"> ③ ごみ有料化を導入しているが、きちんと分別して出す人とそうでない人の差が大きい。 ④ 事業者へのごみ減量の指導が遅れている。特に軟質系プラスチックや古紙類の可燃ごみへの混入が課題。 ⑤ 旧村部での生ごみ排出が増えている。世代交代により、畑や自家用コンポストへの利用が減っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ④ 核家族化や高齢化により、ごみの排出量(惣菜ごみ、おむつ、未分別ごみ)が増える傾向にある。 ⑤ 福島第一原発事故以降、落ち葉の排出が増えている。 |

2) 目標

(1) 社会の状況やライフスタイルの変化にも対応した、ごみの少ない小諸市を目指します。

核家族化や高齢化など社会情勢によって、ライフスタイルが変化し、排出するごみの種類や量も変わっていきます。マイバックやリサイクルショップなどを上手に利用しながら、できる限りごみを減らしていけるよう、市民の皆さんに意識してもらい取り組みを進めます。

表 3 - 3 家庭ごみの減量に関する指標（ごみ減量）

| 項目 | 平成 24 年度 | 平成 27 年度 | 平成 35 年度 |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 家庭ごみの市民 1 人 1 日当りの総排出量※1 | 5 9 3 ｸﾞﾗ／人・日 | 5 8 2 ｸﾞﾗ／人・日 | 5 9 1 ｸﾞﾗ／人・日 |

※1 家庭から出されるごみと集団資源回収量の合計

(2) 市民と事業者が自ら出したごみに責任を持てる小諸市を目指します。

ごみを減らしていくためには、自分の出したごみに責任を持つことが大切です。家庭ごみについては、記名式・透明の指定収集袋やごみ処理有料化を導入されており、自分の排出したごみにきちんと責任を持てる取り組みを継続していきます。また、事業系ごみについては、産業廃棄物の混入禁止や資源ごみの分別徹底をお願いしていきます。

表 3 - 4 事業系ごみの減量に関する指標（ごみ減量）

| 項目 | 平成 24 年度 | 平成 27 年度 | 平成 35 年度 |
|-------------|------------|------------|------------|
| 事業系ごみの年間排出量 | 3,185 トン／年 | 3,134 トン／年 | 2,960 トン／年 |

※3 平成 24 年度の排出量との比較

3-3 ごみの分別



容器包装プラスチックの分別

ごみはきちんと分ければ、資源として循環させることができます。小諸市は資源へ分別したごみの量が、全国でもトップレベルです。この状態を保つためにも、市民・事業者の理解と協力が得られるような取組みを続けていく必要があります。

1) 小諸市の特徴（長所と課題）のまとめ

◇小諸市内の状況◇

◇プラス面◇

- ① 市民の分別への協力により、資源ごみの分別（生ごみ、古紙類、古着類、容器包装プラスチック類）は全国的にもトップレベルである。
- ② 集団資源回収が盛んで、地域団体の活動として定着しており、収集運搬の負担軽減にも繋がっている。
- ③ 率先して集積所管理・分別指導する衛生委員が多い。

◇マイナス面◇

- ④ 燃やすごみへの生ごみ・古紙類の混入が増えている。
- ⑤ アパート居住者への分別指導や、違反ごみを集積所に残すことが難しくなっている。
- ⑥ 衛生委員の大半が男性であり、女性の意見が指導に反映されにくい。
- ⑦ 新ごみ焼却施設が稼働した際に、分別の悪化が予想される。

◇社会の流れ◇

- ① インターネット・SNSなど電子情報網が普及している。
- ② 資源リサイクルへの機運が高く、リサイクル関連法（小型家電リサイクル法など）の整備が進められている。
- ③ 地域コミュニティが希薄になり、広報誌や区を通じた情報が伝わりにくくなってきている。
- ④ 資源ごみの市場単価の変動が激しい（古着、古紙、鉄類）。
- ⑤ 容器包装プラスチック類への国等の指導が厳しくなっている。
- ⑥ 容器包装の製品で、判別が難しい製品が出回っている（紙製カップなど）。

2) 目標

(1) 市民みんなが、笑顔で分別している小諸市を目指します。

きちんとした分別が行なわれるためには、多くの市民が分別の目的や内容を理解し、納得していることが求められます。そのためには、市がしっかりと分別指導を行なうとともに、市民の中で理

解が広がるよう、様々な情報の発信などに取り組みを進めていきます。

表 3-5 資源分別に関する指標（ごみの分別）

| 項目 | 平成 24 年度 | 平成 27 年度 | 平成 35 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|
| 家庭系ごみ中の資源ごみが占める割合※1 | 55.6% | 51.7% | 55.6% |

※1 家庭系ごみの総排出量と集団回収量との合計に占める家庭系の資源ごみと集団回収量の合計の割合

(2) 地域の皆さんがやりがいを持って、資源回収に取り組んでいる小諸市を目指します。

小諸市では集団資源回収が盛んで、ごみの収集運搬の軽減にもつながっています。集団資源回収報奨金事業を継続するとともに、その効果などの情報発信も進め、さらに地域の活動が進むよう取り組んでいきます。

表 3-6 集団資源回収に関する指標（ごみの分別）

| 項目 | 平成 24 年度 | 平成 27 年度 | 平成 35 年度 |
|------------------------|----------|----------|----------|
| 家庭系ごみ中の集団資源回収量が占める割合※2 | 24.5% | 23.39% | 24.5% |

※2 家庭系ごみの総排出量と集団回収量との合計に占める集団回収量の割合

(3) ごみ処理に関する情報が、多くの市民に届いている小諸市を目指します。

市民のみなさんから理解と協力を得るために、子育て世代や一人暮らしの方など様々な世代に、分かりやすい情報が届いていることが必要です。そのためには、ごみカレンダーなど分別情報の作成にあたって、女性をはじめとする市民のみなさんの意見を取り入れながらまとめる取り組みを進めます。また、市ホームページでも分かりやすい情報の発信を行なっていきます。

3-4 ごみの収集運搬と不法投棄対策



ごみゼロ運動

きちんと分けられたごみを、安全で効率よく収集することが大切です。小諸市には 750 箇所の集積所があり、分別するごみの種類も多く、しっかりとした収集体制を整えるとともに、集積所がしっかりと管理されていることが重要です。

また、急増している“ポイ捨て”など不法投棄への対応も続けていかなければなりません。

1) 小諸市の特徴（長所と課題）のまとめ

| | ◇小諸市内の状況◇ | ◇社会の流れ◇ |
|---------|---|--|
| ◇プラス面◇ | <ul style="list-style-type: none"> ① 衛生委員が集積所の管理と指導を行っており、集積所の管理や指導が進んでいる地域が多い。 ② 分別数が多い中で収集効率が良い。 ③ 大型ごみの不法投棄件数が減少している。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 県内でも競争入札によって収集委託を実施する先進事例がある。 ② 法規制の強化により、家電リサイクル法等の対象品目の無料回収が激減した。 |
| ◇マイナス面◇ | <ul style="list-style-type: none"> ④ 集積所によって出せるごみの種類が異なるため、複雑になっている。 ⑤ コンビニでの買物ごみの不法投棄が目立つ場所で急増している。 ⑥ 現状の収集体制を現在の費用で維持することが難しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ③ 高齢化によりごみの出し方の変化が予想される。 ④ 収集体制が十分整っていない収集事業者がいる。 |

2) 目標

(1) ごみの集積所がきちんと管理され続けている小諸市を目指します。

集積所の管理は衛生委員をはじめ地域で行なわれていますが、その活動を支えるため、集積所の老朽化や、出せるごみが複雑になっていて分かりづらい集積所について、改善できるような取り組みを検討していきます。

(2) 安全で効率的な収集が続けられている小諸市を目指します。

小諸市には 750 箇所の集積所と分別するごみの種類が多く、安全で効率的な収集を続けていくためにも、市が直接収集するだけでなく、民間事業者のノウハウを適切に活用していきます。

表 3 - 7 収集委託に関する指標（収集運搬）

| 項目 | 平成 24 年度 | 平成 27 年度 | 平成 35 年度 |
|------------------|----------|----------|-------------------|
| 収集運搬業務への民間事業者の参入 | 部分的に委託 | 部分的に委託 | 収集品目の半分程度を競争入札で委託 |

(3) “ポイ捨て”を市民みんなで注意する小諸市を目指します。

小諸市では小さいごみの“ポイ捨て”が目立つ場所で急増しています。市民みんなで注意することができるような取組みを検討します。

3-5 ごみの中間処理と最終処分



野火附埋立処理場での社会科見学

資源に循環できなかったごみは、最終的に最終処分（埋立）することとなります。小諸市は、資源への分別が進んでおり、最終処分するごみの量が低く抑えられていますが、排出されたごみ全体の約1割が埋め立てられています。ごみの中間処理を行ない、最終処分を抑えていかなければなりません。

また、ごみの中間処理・最終処分は、安全で確実に行われることが求められます。

1) 小諸市の特徴（長所と課題）のまとめ

| | ◇小諸市内の状況◇ | ◇社会の流れ◇ |
|---------|---|--|
| ◇プラス面◇ | <ul style="list-style-type: none"> ① 資源ごみの分別が進んでおり、ごみの最終処分量が抑えられている。 ③ 新ごみ焼却施設の建設地の公募など地域の協力を得て事業が進められている。 ③ 新ごみ焼却施設での、ごみの選別作業などにより、ごみの資源化の推進が期待できる。 | <ul style="list-style-type: none"> ① リサイクル技術が進み、小型家電からのレアメタルの回収や焼却灰のリサイクル技術が発展している。 |
| ◇マイナス面◇ | <ul style="list-style-type: none"> ④ 新ごみ焼却施設へのごみの直接搬入で、分別の悪化が予想される。 ⑤ 他市に比べ経費が高く、今後、市の財政の縮小に伴い、費用の削減がますます求められる。 ⑥ 地域との信頼関係によっては、施設の長期運営が難しくなる。 ⑦ 最終処分場の残余量が減っているが、新たな処分場の建設が難しい状況である。 | <ul style="list-style-type: none"> ② ごみを中間処理・処分する民間事業者が非常に少ない。 ③ 燃料や資材の高騰により、ごみ処理に係る費用の増加が予想される。 |

2) 目標

(1) 安全で確実な処分を続けている小諸市を目指します。

クリーンヒルこもろや汚泥再生処理センター（浅麓環境施設組合）などで、ごみの中間処理を安全で確実に行ない、最終処分するごみを減らしていきます。そして焼却灰のリサイクルをはじめ、実用化されたリサイクル技術を上手に活用していきます。

また、安定的な処理を続けていくためには、処理費用の高騰を抑える必要があり、施設の運営の効率化を図り、運営状況の適切なチェックを行なっていきます。

表 3 - 8 最終処分率に関する指標（中間処理・最終処分）

| 項目 | 平成 24 年度 | 平成 27 年度 | 平成 35 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 最終処分率 | 10.6% | 10%を下回る事 | 5%を下回る事 |

(2) クリーンヒルこもろや野火附廃棄物埋立処理場の地元地域の皆さんと信頼関係が築かれている小諸市を目指します。

処理施設の運営には、地域のみなさんの理解と協力が必要不可欠です。クリーンヒルこもろの建設地区である菱野区や、野火附廃棄物埋立処理場の建設地区である御影区をはじめ、地域の皆さんと施設運営について情報や意見を交換できる場を設け、信頼される施設を目指していきます。

第4章 今後の事業展開

4-1 重要な事業

1) ごみ減量アドバイザー養成事業

平成27年度からの11名のごみ減量アドバイザーが活動を開始しています。平成28年度には新たに6名のごみ減量アドバイザーが加わり、総勢17名の皆さんが、ごみの減量など啓発活動や資料作成を行っています。

今後ごみ減量アドバイザーと協働し、啓発活動を行っていきます。

【事業の主なスケジュール】

H28年度後半 第3期ごみ減量アドバイザー募集開始。

H29年度前半 第3期ごみ減量アドバイザーの活動開始。

2) ごみ減量意見交換会

ごみの減量・分別について、市民の皆さんに理解してもらい、更には情報を広げてもらうため、市民の皆さんと市行政との意見交換会を行なっていきます。

意見交換会は、市民団体や市民集会など様々な世代が集まる場所へ市が直接伺い、ごみ処理の現状の説明や意見交換を行なうものです。意見交換会の結果は、広報やホームページなどで市民の皆さんへお知らせしていきます。

【今後のごみ減量意見交換会の主な開催先】

○PTA ○集団資源回収団体 ○各地区の育成会 ○糠塚園 ○各地区の保健推進会 など

4-2 事業の概要

施策に基づき各種の事業を展開していきますが、事業の効果や市の予算等を検討した上で、事業の内容は毎年度更新されていきます。

表 4-1 事業の概要 (1/2)

| 施策 | 施策の内容 | 事業概要 (カッコ内は市予算書の事業名) |
|--------------------|---|---|
| 1 市民協働の推進と関係機関との連携 | 1) ごみへの取り組みが地域で進み、市民皆さんの意識が高まっている小諸市を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 衛生委員による集積所管理と分別指導 (清掃総務費運営費) ○ 区内清掃への交付金 (H28 建設課の道普請クリーン事業と統合) ○ 集団資源回収への報奨金 (廃棄物減量リサイクル事業) |
| | 2) 様々な世代が環境学習を行なっている小諸市を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ減量アドバイザーの養成 (廃棄物減量リサイクル事業) ○ ごみ減量意見交換会 (廃棄物減量リサイクル事業) |
| | 3) 民間事業者や近隣自治体と連携している小諸市を目指します。 | 今後、三市町共同事業 (軽井沢・御代田) を含め、事業の検討を行なう。 |
| 2 ごみの減量 | 1) 社会の状況やライフスタイルの変化にも対応した、ごみの少ない小諸市を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ減量アドバイザーの養成 (廃棄物減量リサイクル事業) ○ ごみ減量意見交換会 (廃棄物減量リサイクル事業) |
| | 2) 市民と事業者が自ら出したごみに責任を持てる小諸市を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市指定収集袋の透明・記名式導入 (清掃総務費運営費) ○ ごみ処理手数料の有料化 (廃棄物収集処理手数料、廃棄物処理手数料、事業系ごみ処理手数料) ○ 事業系可燃ごみの展開調査 (清掃総務費運営費) |

表 4-2 事業の概要 (2/2)

| 施策 | 施策の内容 | 事業概要 (カッコ内は市予算書の事業名) |
|------------------|---|--|
| 3 ごみの分別 | 1) 市民みんなが、笑顔で分別している小諸市を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみカレンダーの配布 (清掃総務費運営費) ○ 衛生委員による分別指導 (清掃総務費運営費) ○ ごみ減量アドバイザーの養成 (廃棄物減量リサイクル事業) ○ ごみ減量意見交換会 (廃棄物減量リサイクル事業) |
| | 2) 地域の皆さんがやりがいを持って、資源回収に取り組んでいる小諸市を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 集団資源回収への報奨金 (廃棄物減量リサイクル事業) ○ ごみ減量アドバイザーの養成 (廃棄物減量リサイクル事業) |
| | 3) ごみ処理に関する情報が、多くの市民に届いている小諸市を目指します。 | ごみカレンダー、広報、ホームページなど分かりやすい情報の発信について検討する。 |
| 4 ごみの収集運搬と不法投棄対策 | 1) ごみの集積所がきちんと管理され続けている小諸市を目指します。 | ○ 衛生委員による集積所管理と分別指導 (清掃総務費運営費) |
| | 2) 安全で効率的な収集が続けられている小諸市を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ収集業務の委託 (収集運搬運営事業) ○ 回収用コンテナ等の配置 (廃棄物減量リサイクル事業) |
| | 3) “ポイ捨て”を市民みんなで見守る小諸市を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内清掃への交付金 (H28 建設課の道普請クリーン事業と統合) ○ 不法投棄パトロール・防止看板設置 (不法投棄対策事業) |
| 5 ごみの中間処理と最終処分 | 1) 安全で確実な処分を続けている小諸市を目指します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみの肥料化 (浅麓環境施設組合運営費分担金) ○ プラスチック類・びんなど容器のリサイクル (廃棄物減量リサイクル事業) ○ 剪定枝のチップ化 (クリーンヒルこもろ運営事業) ○ 燃やすごみ、埋立ごみの処理 (クリーンヒルこもろ運営事業) |
| | 2) 新焼却施設や最終処分場のある地域の皆さんと信頼関係が築かれている小諸市を目指します。 | 地元区活性化事業の実施 (クリーンヒルこもろ運営事業、塵芥処理施設管理事業) |

4－3 事業の評価

毎年度、ごみ処理状況や事業の成果などから、事業の評価を行なっていきます。この事業評価に基づき、事業の内容の更新や予算の検討を行なうものです。

なお、事業の評価は、小諸市環境審議会で行なう予定です。

【お問い合わせ】小諸市生活環境課 ごみ減量推進係

■電話 0267(22)1700 ■FAX 0267(23)8857

■電子メール genryo@city.komoro.nagano.jp